

御前崎市水道事業ビジョン

2024 ~ 2033



高松配水池：平成 17 年度竣工

令和 6 年 2 月

御前崎市 市民生活部 上下水道課

目 次

1. 水道事業ビジョン・経営戦略策定の趣旨と位置づけ	
1.1 水道事業ビジョン・経営戦略策定の趣旨	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 水道事業ビジョンの構成と策定フロー	6
2. 御前崎市の概況	
2.1 位置及び地勢	7
2.2 沿革	8
3. 水道事業のあゆみ	
3.1 水道事業の変遷	9
3.2 水道事業の概要	10
4. 事業の現状評価・課題	
4.1 水道経営の状況	12
4.2 水道料金体系	17
4.3 水質及び検査の状況	19
4.4 貯水槽水道の指導状況	21
4.5 水圧の適合性	22
4.6 水道施設の概要	23
4.7 水道施設適合性の検証	26
4.8 防災体制の現状	28
5. 将来像の事業環境	
5.1 外部環境	30
5.2 内部環境	32
6. 目標の設定	
6.1 基本理念	35
6.2 計画期間	35

7. 投資の効率化・経営の健全化	
7.1 検討方針	36
7.2 投資の効率化	37
7.3 経営の健全化	40
7.4 投資計画	42
7.5 財政収支計画	45
8. フォローアップ	47

資料 用語説明



御前埼灯台

1. 水道事業ビジョン・経営戦略策定の趣旨と位置づけ

1.1 水道事業ビジョン・経営戦略策定の趣旨

平成 16 年 6 月、厚生労働省は、水道関係者の共通目標となる水道の将来像と、それを実現するための具体的な施策及び方策、工程等を「水道ビジョン」として包括的に明示するとともに、水道に係わるすべての人々の間で、水道の将来像について共通認識の形成を目指し、各水道事業者等が自らの事業の形状と将来見通しを分析、評価したうえで将来像を描き、その実現のための方策を示すものとして「水道事業ビジョン」の策定を推奨してきました。

今後の人口の減少傾向は確定的であり、本市においても給水人口や給水量が減少し続けると予測されています。したがって、給水量の減少を前提にしながら、老朽化施設の更新に対応することが求められています。

一方、東日本大震災等の一連の地震は、広範囲の地域の水道に対し、未曾有の規模の被害を及ぼし、東海地震、東南海・南海地震は、近い将来における発生が現実味を帯びています。

これらの水道を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 25 年 3 月、これまでの「水道ビジョン(平成 16 年策定、平成 20 年改訂)」を見直し、50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その実現方策、関係者の役割分担を提示した「新水道ビジョン」が策定されました。

また、総務省では、厳しい経営環境下で各公営企業が自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要であるとし、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を求めています。

本市では、平成 30 年度に「御前崎市水道事業経営戦略(2019 年度～2028 年度)」を策定しましたが、新たな課題に対する方策の再検討を行った結果、新たな経営戦略への改定を図ったことから、「御前崎市水道事業ビジョン」につきましても内容を見直し改定を図るものとします。

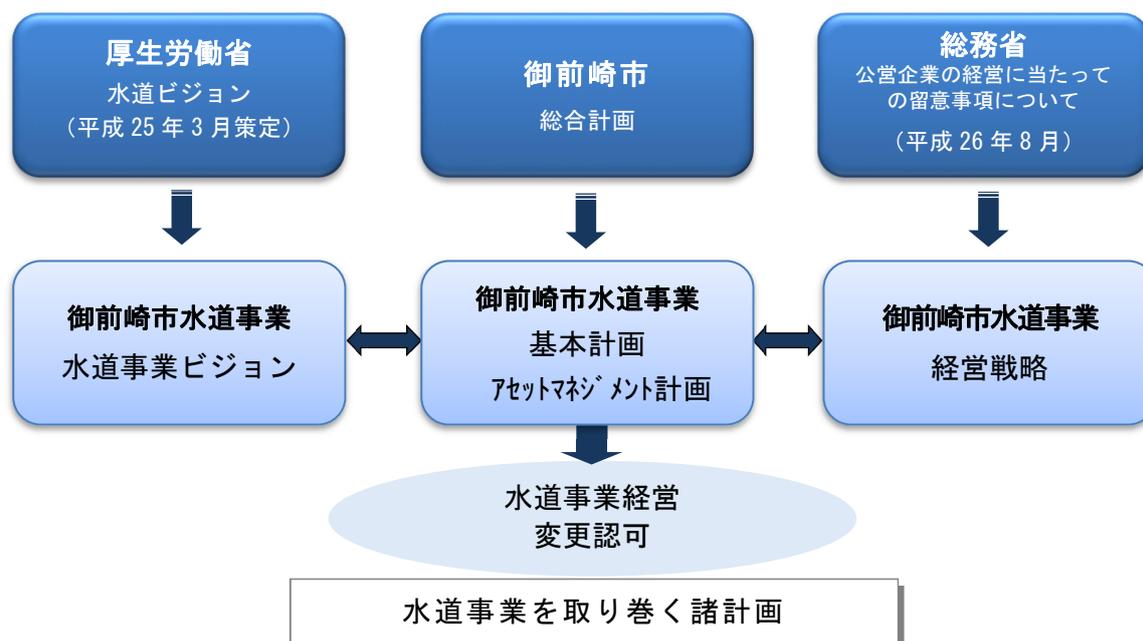
1.2 計画の位置づけ

厚生労働省が平成 25 年 3 月に策定した「新水道ビジョン」は、我が国の水道の 50 年、100 年後の将来を見据えた理想像を明示し、それを具現化するため今後取り組むべき事項、方策を提示しています。

本ビジョンは、理想像として共通認識の形成を目指した点を特徴とし、その道程を示すことを目的としています。また、基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、水道界全体で取り組む政策課題として「持続」「安全」「強靱」を掲げています。

一方総務省では、平成 26 年 8 月に総務省自治財政局により通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」のなかで、現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあることから、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要であるものとして、各公営企業に対し、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを要請しています。

このため各水道事業体においても、水道の将来像についての共通認識を持ち、自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価したうえで将来像を描き、投資計画、財政計画においてその方策を示すものとして「水道事業ビジョン」「経営戦略」の策定が求められています。



1.2.1 御前崎市総合計画

本市では、「第2次御前崎市総合計画（2016～2025）」を策定しています。本計画では、「子どもたちの夢と希望があふれるまち 御前崎」を将来都市像とし、この将来像の実現に向けて、6つの分野別基本的目標を示しています。

このなかで水道は、「いつでもどこでもおいしく飲める水道水」をテーマとした具体的な施策として、以下の目標設定を行っています。

子どもたちの夢と希望があふれるまち 御前崎

(1) 暮らし環境分野

基本目標：美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政 策：快適な生活環境の整備

施 策：きれいな水を守る生活環境の整備

- ・安心しておいしく飲める水を供給できるよう徹底した水質管理を行います。
- ・事業の効率化を図りながら水道料金の適正化を進め、事業財政の健全性を保持していきます。
- ・水道施設の適切な維持管理や災害時の応急給水に対応するため、老朽化した施設の更新や耐震化を推進します。

(2) 都市基盤分野

基本目標：市民協働による居ごこちのよいまち

(3) 健康福祉分野

基本目標：すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

(4) 経済産業分野

基本目標：働く場所とにぎわいがたくさんあるまち

(5) 教育文化分野

基本目標：郷土を愛し 未来を創る 人づくり

(6) 経営管理分野

基本目標：市民とともに経営する自律したまち

1.2.2 新水道ビジョン

厚生労働省が平成 25 年 3 月に新しく策定した新水道ビジョンでは、50 年後、100 年後を見据えた水道の理想像を明示し、「安全」「強靱」「持続」の 3 つの観点から、「時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水道基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道」を理想像に掲げ、これを関係者間で共有することとしています。

【基本理念】地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道

水道の理想像

持続

給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

安全

全ての国民が、いつでもどこでも、水をおいしく飲める水道

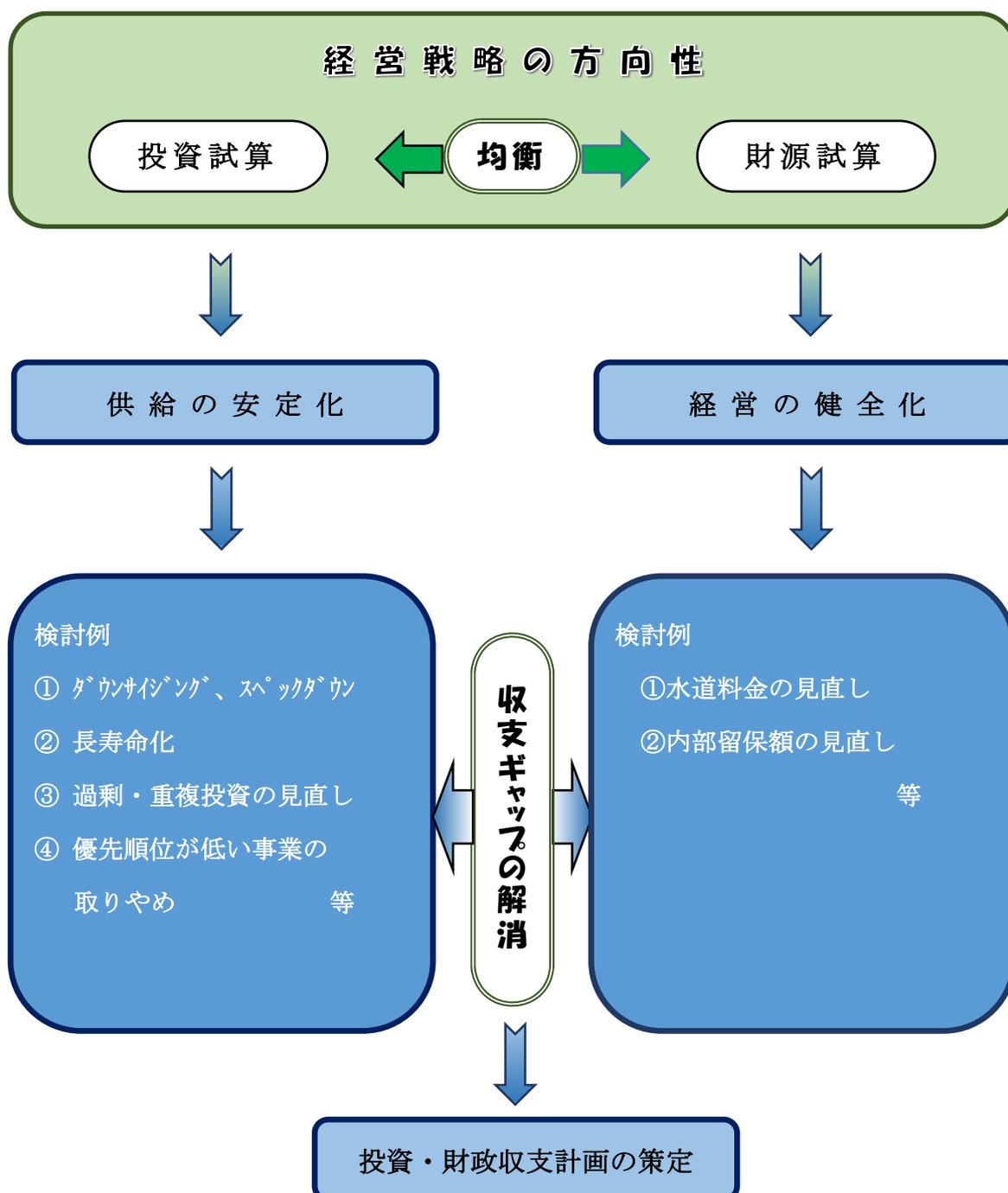
強靱

自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道

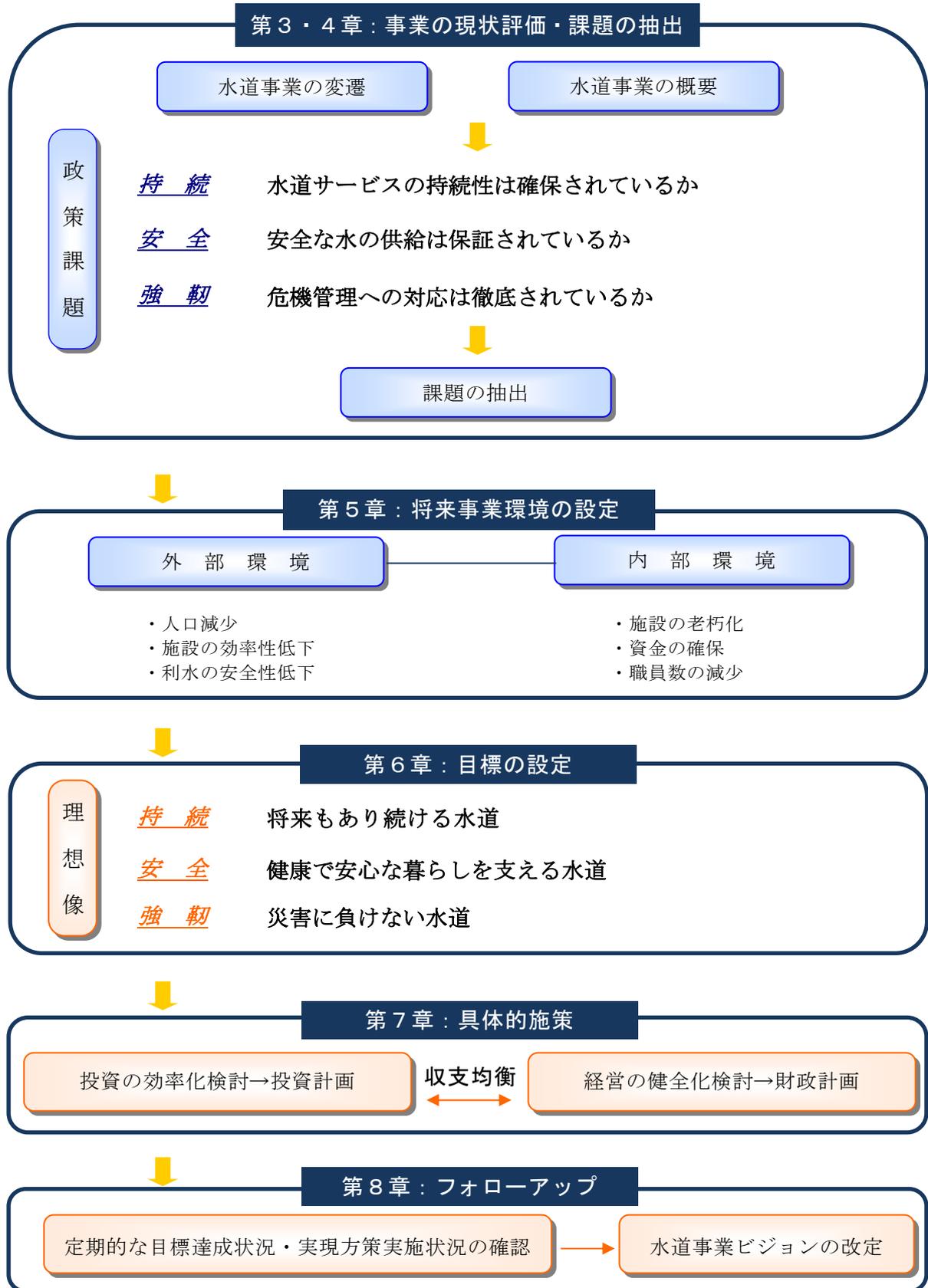
新水道ビジョンの基本理念及び理想像

1.2.3 経営戦略

総務省が示す「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画からなります。



1.3 水道事業ビジョンの構成と策定フロー



2. 御前崎市の概況

2.1 位置及び地勢

本市は、遠州地方の最東端に位置し、地形的に北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然環境に恵まれています。

市の東部に位置する御前崎港では、5万トン級の大型コンテナ船が接岸できる多目的国際ターミナルをもち、東南アジア航路が就航しています。また、遠州灘沿いには最先端技術を結集した浜岡原子力発電所が立地し、物流・エネルギー基地としての基盤が整っております。

平成21年の6月には静岡空港が開港され、それを結ぶ高規格道路の整備など、陸・海・空の玄関口として将来に向け大きく発展することが期待されています。



2.2 沿革

本市は、小笠郡浜岡町と榛原郡御前崎町が、平成 16 年 4 月 1 日に合併して誕生した新しい市です。

昭和 30 年 池新田町と佐倉・比木・朝比奈・新野の 4 か村が合併し浜岡町が誕生

〃 御前崎村と白羽村が合併し御前崎町が誕生

昭和 46 年 中部電力株式会社浜岡原子力発電所が建設

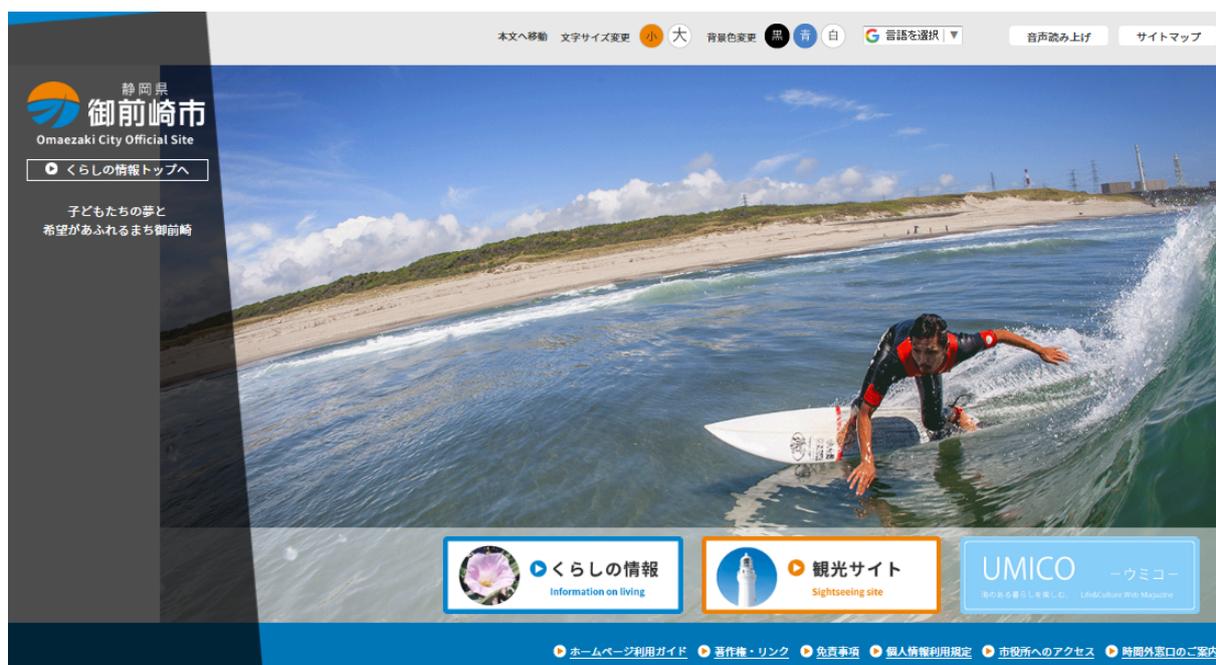
昭和 46 年 御前崎港が完成し国際貿易港として開港

平成 7 年 マリンパークが完成

平成 16 年 浜岡・御前崎両町が合併し、御前崎市が誕生

「御前崎市ホームページより」

— 本市ホームページ —



— 本市マスコットキャラクター —



なみまる



ふうちゃん

3. 水道事業のあゆみ

3.1 水道事業の変遷

本市水道事業は、平成 16 年度に旧小笠郡浜岡町と旧榛原郡御前崎町の合併に伴い、旧浜岡町水道事業と旧御前崎町水道事業を統合して、計画給水人口 40,500 人、計画一日最大給水量 24,700 m³/日で創設されました。

その後、給水区域の拡張が必要となり、平成 25 年度に計画給水人口 35,700 人、計画一日最大給水量 18,600 m³/日とした変更届出を提出しています。

現在はこの事業が継続され、健全な事業経営に努めています。しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少及び有収率の改善と共に徐々に事業規模が減少傾向にあり、給水人口 30,963 人、一日最大給水量 14,820 m³/日（令和 4 年度実績）となっています。

	項 目	認可 年月日	目標年次	事業費 (千円)	給水人口 (人)	一日最大 給水量 (m ³ /日)
御前崎町	創 設	昭和 42 年 3 月 31 日	昭和 55 年度	125,000	11,500	7,500
	第 1 次計画 変更事業	昭和 63 年 3 月 29 日	平成 12 年度	436,000	13,000	8,500
浜岡町	創 設	昭和 39 年 2 月 18 日	昭和 55 年度	135,472	11,000	1,930
	第 1 次計画 変更事業	昭和 41 年 2 月 3 日	昭和 55 年度	16,441	12,700	2,200
	第 2 次計画 変更事業	昭和 42 年 3 月 15 日	昭和 55 年度	79,475	17,300	2,912
	第 1 期拡張事業	昭和 46 年 3 月 31 日	昭和 50 年度	17,400	18,000	5,000
	第 2 期拡張事業	昭和 47 年 3 月 31 日	昭和 57 年度	90,481	18,000	8,000
	第 3 期拡張事業	昭和 48 年 6 月 4 日	昭和 55 年度	28,000	19,800	8,000
	第 4 期拡張事業	昭和 58 年 10 月 4 日	平成 2 年度	989,400	24,250	12,300
	第 5 期拡張事業	平成 15 年 3 月 24 日	平成 25 年度	7,517,900	27,500	16,200
	御前崎市	創 設	平成 16 年 4 月 1 日	平成 25 年度	7,953,900	40,500
届 出		平成 26 年 3 月 6 日	平成 35 年度	—	35,700	18,600

3.2 水道事業の概要

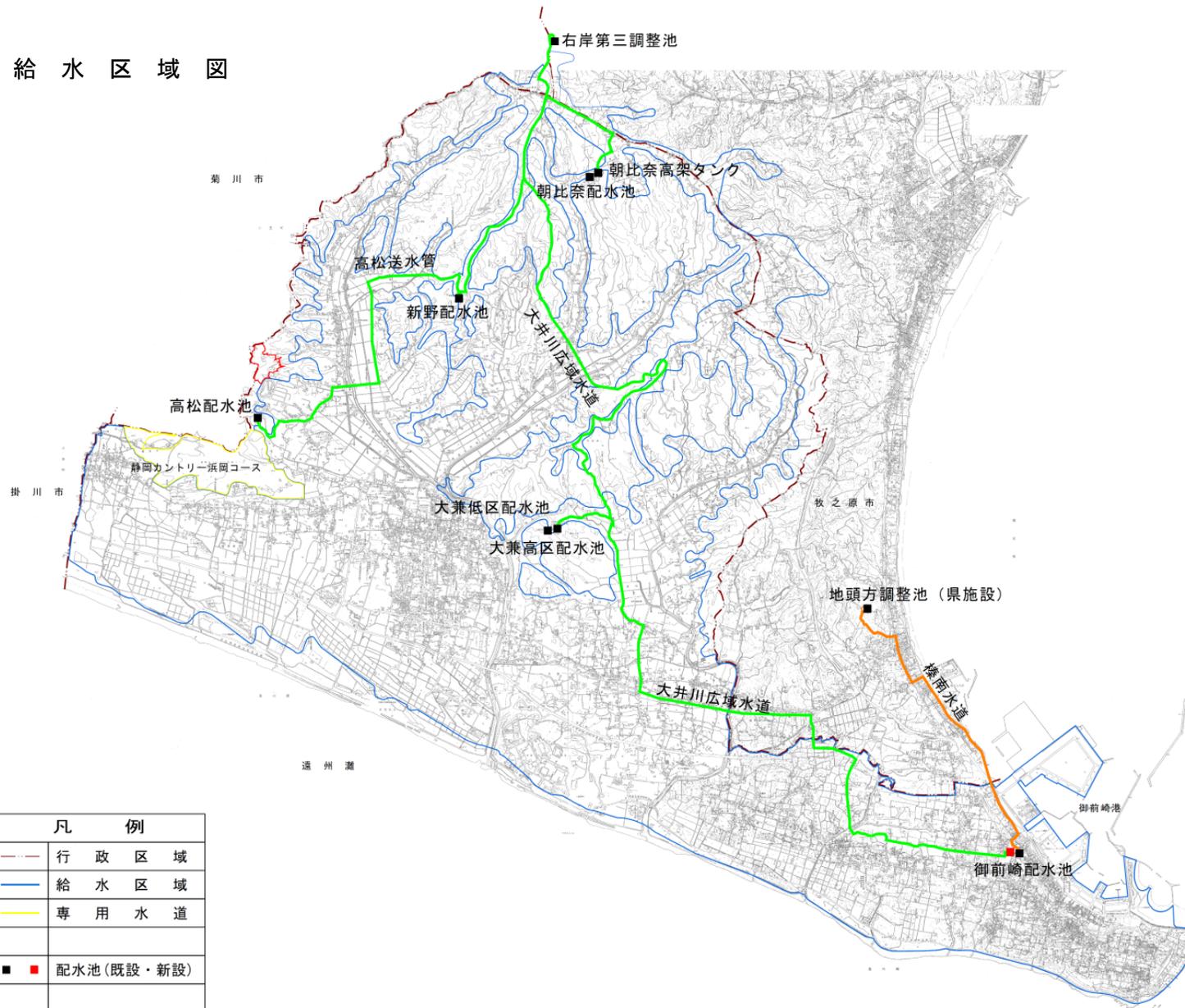
給水区域は市内可住区域全域と菊川市及び牧之原市の一部を対象とし、令和4年度末現在の水道事業は、給水人口 30,963 人、一日最大給水量 14,820m³であり、給水人口は減少傾向が継続しています。

また、水源は「大井川広域水道用水供給事業」と「榛南水道用水供給事業」に全量を依存しています。

1) 事業の内訳

項 目	既 認 可 (創 設)	届 出 平成 25 年度	現 況 令和 4 年度
1. 目 標 年 度	平成 25 年度	平成 35 年度	
2. 計 画 人 口			
行 政 区 域 内 人 口	39,900 人	35,220 人	30,547 人
給 水 区 域 内 人 口	40,500 人	35,800 人	30,992 人
給 水 人 口	40,500 人	35,700 人	30,963 人
普 及 率	100.00 %	99.70 %	99.91 %
3. 計 画 給 水 量			
一 人 一 日 平 均 給 水 量	479 ℓ	410 ℓ	412 ℓ
一 日 平 均 給 水 量	19,380 m ³	14,620 m ³	12,763 m ³
一 人 一 日 最 大 給 水 量	610 ℓ	521 ℓ	479 ℓ
一 日 最 大 給 水 量	24,700 m ³	18,600 m ³	14,820 m ³
負 荷 率	78.5 %	78.8 %	86.1 %
有 収 率	93.0 %	91.0 %	91.1 %
有 効 率	96.1 %	93.5 %	93.5 %

給水区域図



凡 例	
	行政区域
	給水区域
	専用水道
	配水池(既設・新設)

4. 水道事業の現状評価・課題

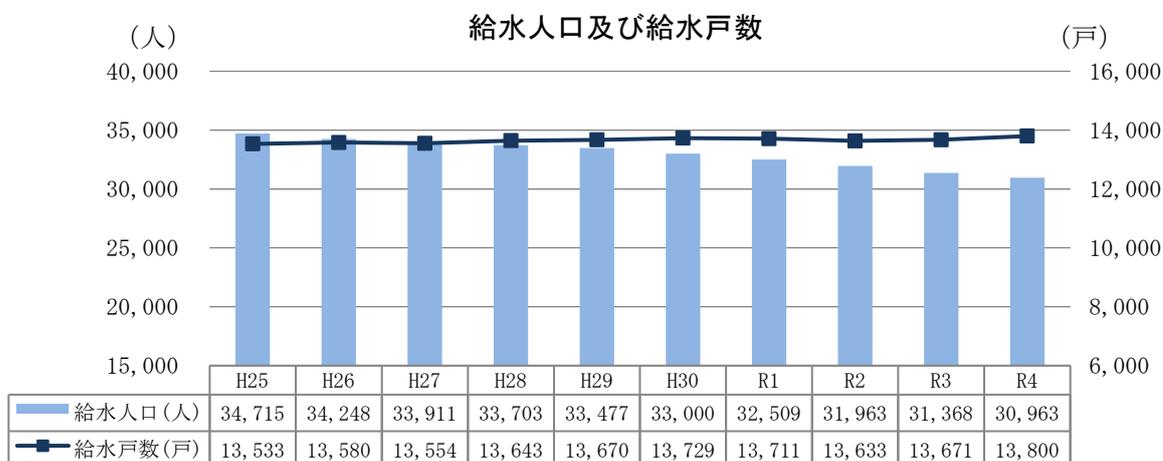
持続：将来もあり続ける水道

4.1 水道経営の状況

1) 給水人口及び給水戸数

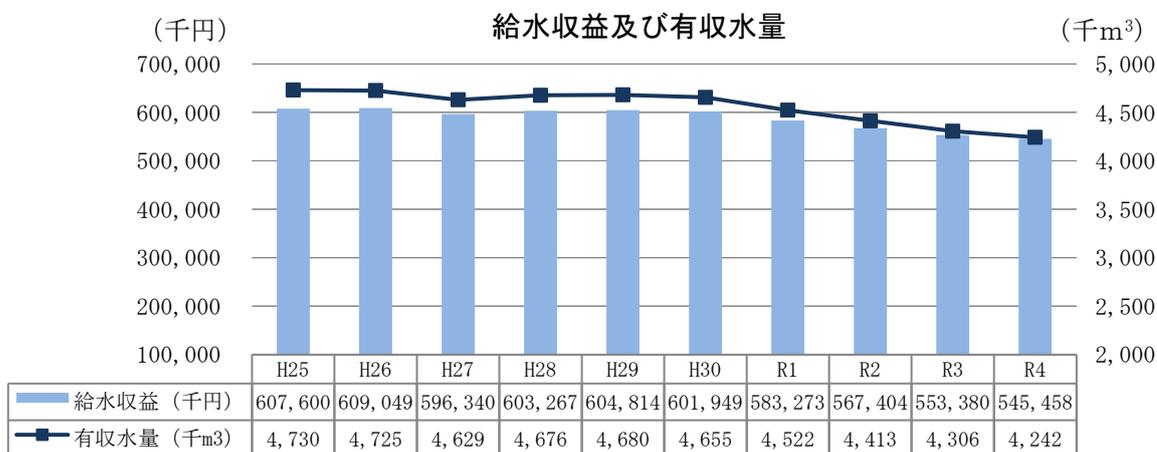
本市水道事業の業務実績は、令和4年度実績で給水人口が30,963人、給水戸数は13,800戸となっています。

給水人口は、令和2年度まで計画値との大きな差は認められていませんでしたが、令和3年度以降実績値が計画値を大きく下回り、直近の令和4年度実績では計画値との差が約1,000人強生じています。



2) 給水収益及び有収水量

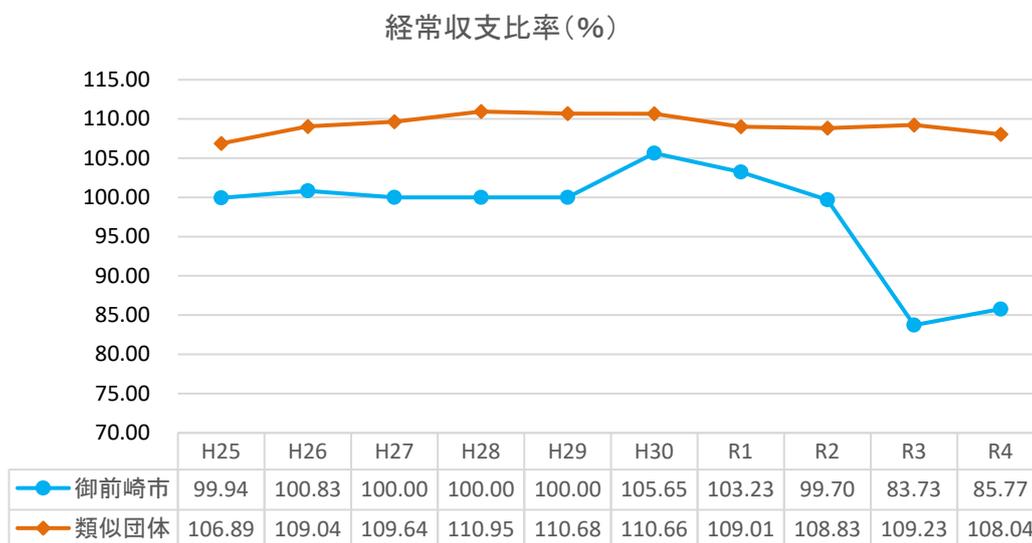
平成16年度以降減少傾向が継続していた年間有収水量及び給水収益は、平成28、29年度においてやや増加傾向を示しましたが、平成30年度以降、再び減少傾向へ転じています。



3) 経常収支比率

本指標は、水道事業の収益性を示す指標です。数値が100%未満の場合は経常損出が生じていることとなります。

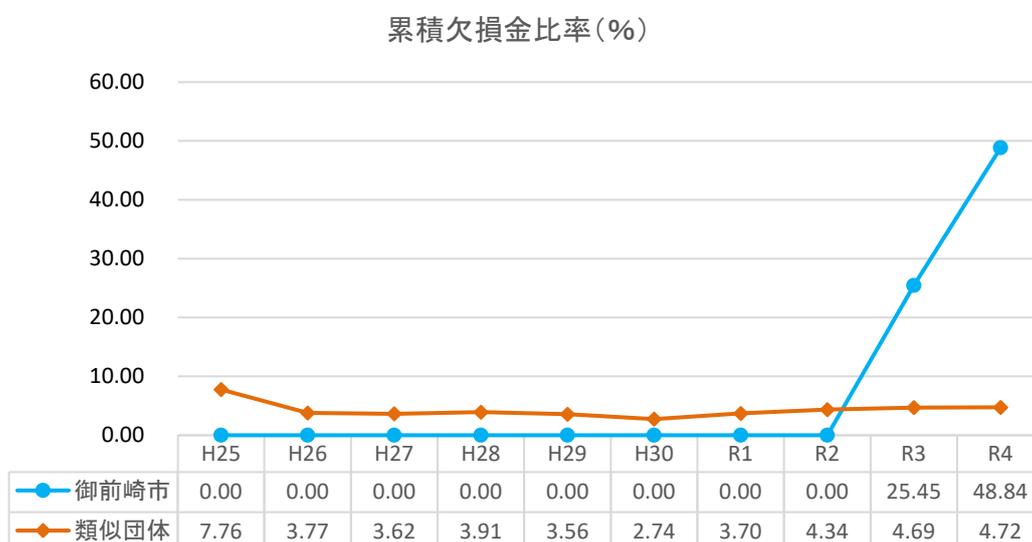
経常収支比率は、令和2年度以降目標値である100%を割り込んでいます。



4) 累積欠損金比率

累積欠損金比率は、令和3年度以降目標値である0%を大きく上回っています。累積欠損金は損益勘定において利益を確保することで解消されるため、適正料金による事業運営が必須となります。

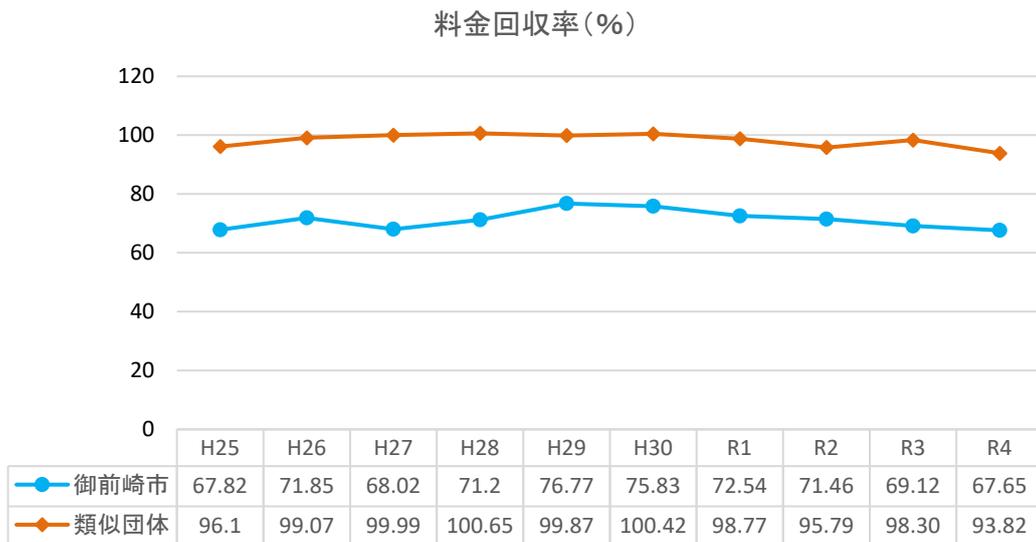
なお、令和2年度における損益のマイナス分は、未処分利益剰余金にて処理が行えたため欠損金は発生していません。



5) 料金回収率

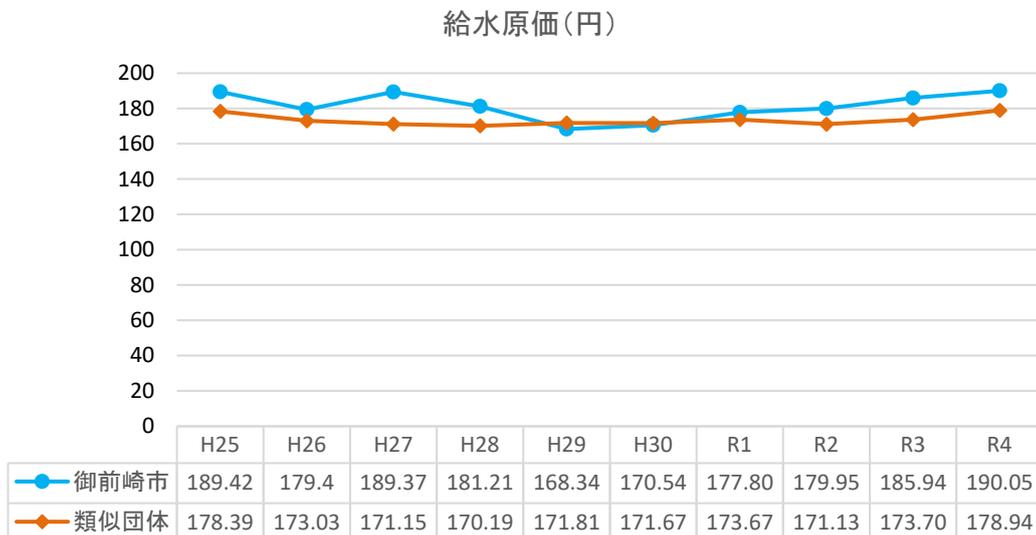
本指標は、供給単価と給水原価の関係を表すもので、100%を下回っている場合給水に係る費用が給水収益以外の収入にて賄われていることを表しています。このため、本指標値が著しく低く、不足額を繰出し基準以外の繰入金等により補てんしている場合には、料金改定等による収入の確保が求められます。

本市の場合、水道事業が置かれた地域性から水道料金が低く抑えられており、収入の不足分を一般会計補助金等にて賄っていることから100%を下回っています。



6) 給水原価

本指標は、有収水量1m³当りについてどれだけの費用がかかっているかを示す指標です。変数である有収水量の減少により給水原価は右肩上がりです。



7) 流動比率

本指標は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

公営企業では、保有する資産の更新財源のうち国庫補助金等の特定財源以外は、その資産を利用する世代が負担することが適当と考えられることから、不足分を全額企業債にて賄うことが適切と考えることができます。

ただし、この場合積み重なる借り入れにより、収益に対する企業債残高の割合が過大となり、結果的に支払利息によるそれ相応の負担が経営を圧迫することから、現実的な方法とは言えません。

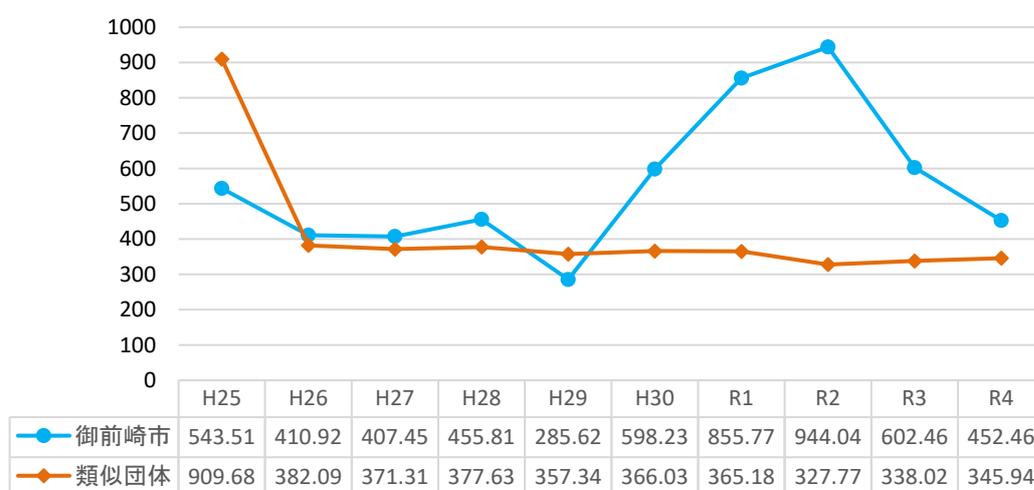
このため、料金収入によりある程度自己資金を確保することが必要であり、今後の事業計画に基づいて事前にその確保を目指すことは合理的といえます。

本市の場合、流動比率は目標値である200%を常に確保できていることから、短期債務に対する支払い能力には問題ないと思われれます。

ただし、今後の投資計画と照らし合わせ企業債依存度が高い場合には、自己資金確保に向けた方策が重要となり、低い場合には企業債及び自己資金によるバランスのとれた財源確保の方策が必要となります。

このため、長期収支計画に基づいた資金の流れを把握し、適切な計画を推進する必要があります。

流動比率(%)



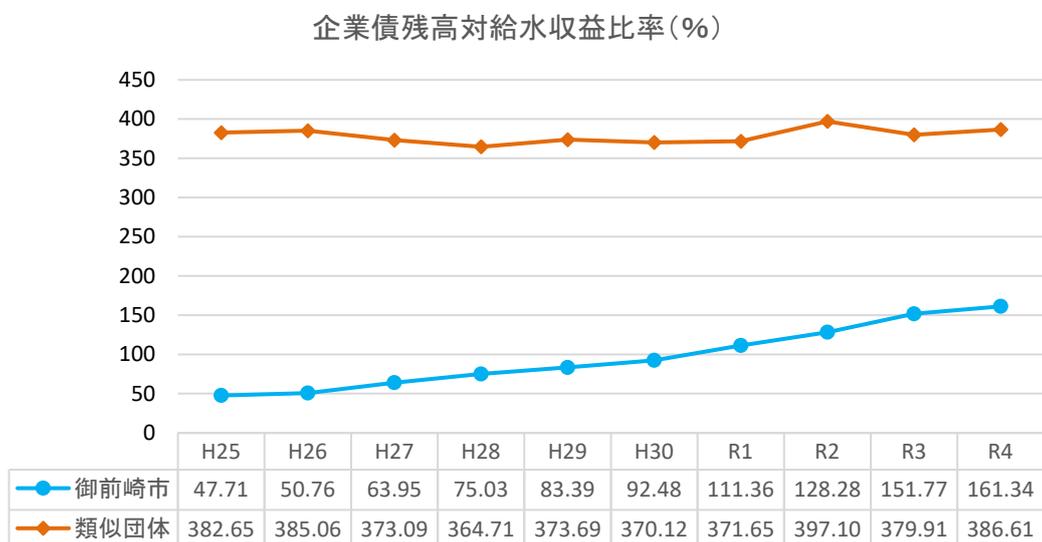
8) 企業債残高

本指標は、事業投資のために必要となる企業債が料金収入に対しどの程度の水準にあるかをはかる指標ですが、本市水道事業では当該指標値が類似事業体と比較しても明らかに低く、企業債に対する依存度が低いことが伺えます。

今後の投資計画の費用負担を、企業債によって世代間負担の公平化を行うことは、長期的視野に立った経営を行う点では一定程度の企業債残高があることはやむを得ないこととされています。先にも述べたとおり、問題となるのはその残高が過大になることであり、それに伴う利息が経営の負担とならないよう残高水準の管理を行うことが重要となります。

このため、今後の収支計画においては長期財政シミュレーションを行い、企業債の発行が将来経営に与える影響を十分確認したうえで企業債発行額の決定を行う必要があります。

また、これにより企業債への依存度が高まる恐れが生じた場合には、事業計画の見直しや、自己資金の確保に向けた適正料金の見直しが必要となります。



4.2 水道料金体系

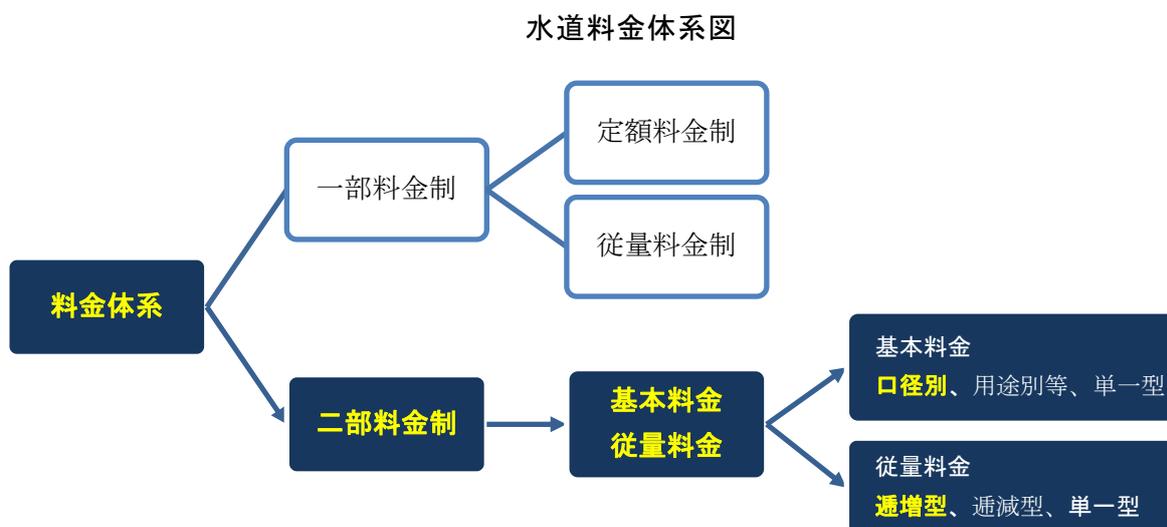
4.2.1 現行の水道料金

水道料金は、「御前崎市水道事業給水条例 第26条」により、以下のように定められています。（改定年月日：令和5年4月1日）

口径 (mm)	基本料金		従量料金	
	水量(m ³)	税込み(円)	水量(m ³)	税込み(円)
φ13	10	1,133	10 m ³ を超え	156.2
φ20	10	1,177	25 m ³ まで	
φ25	10	1,397	25 m ³ を超え	165.0
φ30	10	1,760	50 m ³ まで	
φ40	10	2,431	50 m ³ を超え	174.9
φ50	10	3,674	100 m ³ まで	
φ75	10	6,743	100 m ³ を	187.0
φ100	10	11,077	超えるもの	
船舶給水	0	0	295.0 円/m ³	
臨時	0	0	295.0 円/m ³	

4.2.2 現行の料金体系

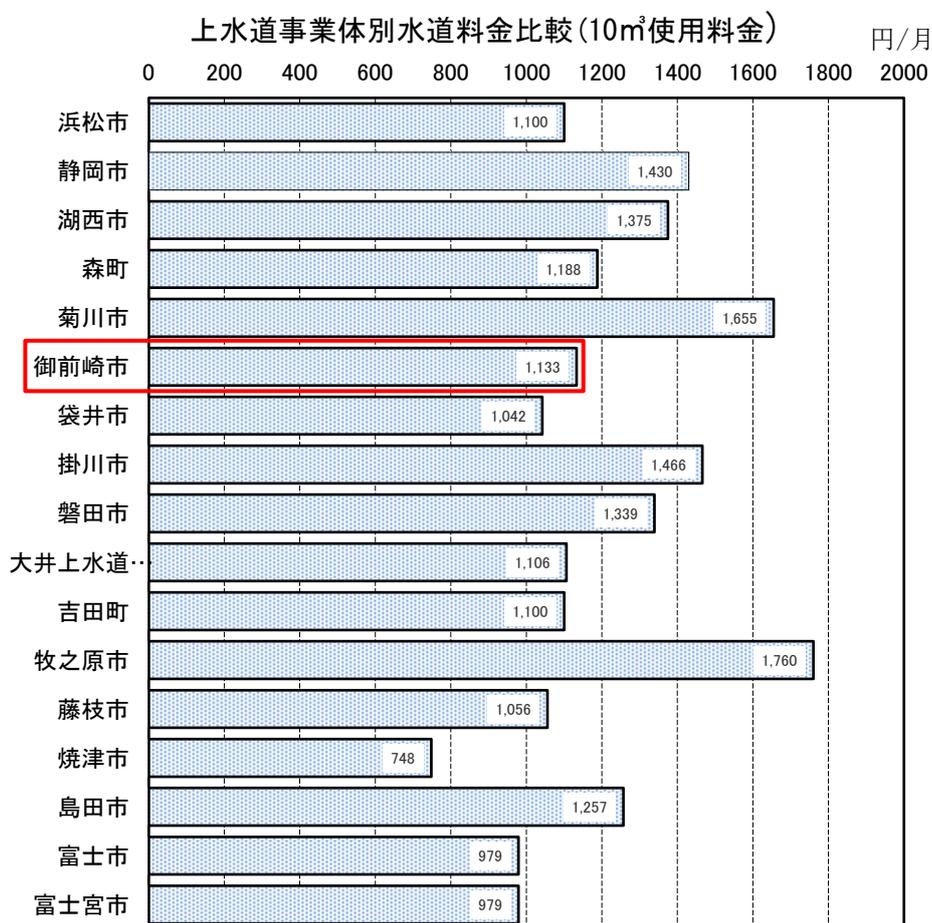
現在の水道料金体系は、基本料金・従量料金の二部料金制の採用を図っています。このうち基本料金は口径別料金、従量料金は基本水量付の口径別逦増型料金の採用を図っています。



4.2.3 水道料金の比較

1) 県内事業体との比較

県内の主な市町及び近隣市の事業体との1月あたり10m³使用した際の料金比較を行うと以下のとおりとなります。



2) 類似団体との比較

1月あたり10m³及び20m³使用した際の料金を、全国の類似団体と比較すると以下のとおりとなり、現状本市の水道料金は平均値より低額であることが伺えます。

使用水量	※類似団体	静岡県平均	御前崎市
1ヶ月10m ³ (家庭用)	1,541円	1,169円	1,133円
1ヶ月20m ³ (家庭用)	3,180円	2,439円	2,695円

※類似団体は給水人口3万人以上5万人未満とする団体

出展「令和3年度水道事業経営指標(総務省)」

「令和5年静岡県の水道の現況(静岡県)」

安全：健康で安全な暮らしを支える水道

4.3 水質及び検査の状況

1) 水質基準の位置付け

水道水の水質基準は、水道水の飲用により健康を害したり、生活に際して支障を生じるものであってはならないという観点から、「水道法」及びこれに基づく「水質基準に関する省令」により定められています。この水質基準に関する省令は、昭和33年に公布され、その後、数回の改正を経て、現在は令和2年3月25日付厚生労働省令第38号で定められた基準により水質を管理しています。

2) 水質検査項目

水質検査においては、水質検査計画を毎年度策定し、その計画に沿って実施しています。

検査項目は、水質基準項目のほか、独自検査項目として指標菌検査等を実施しています。検査項目は次のとおりです。

検査箇所	検査項目
浄水 (給水栓)	水質基準項目 (51項目)
	3ヶ月に1回項目 (14項目)
	1ヶ月に1回項目 (9項目)
	毎日検査項目 (3項目)

※ 検査箇所により検査項目は異なる

3) 採水地点

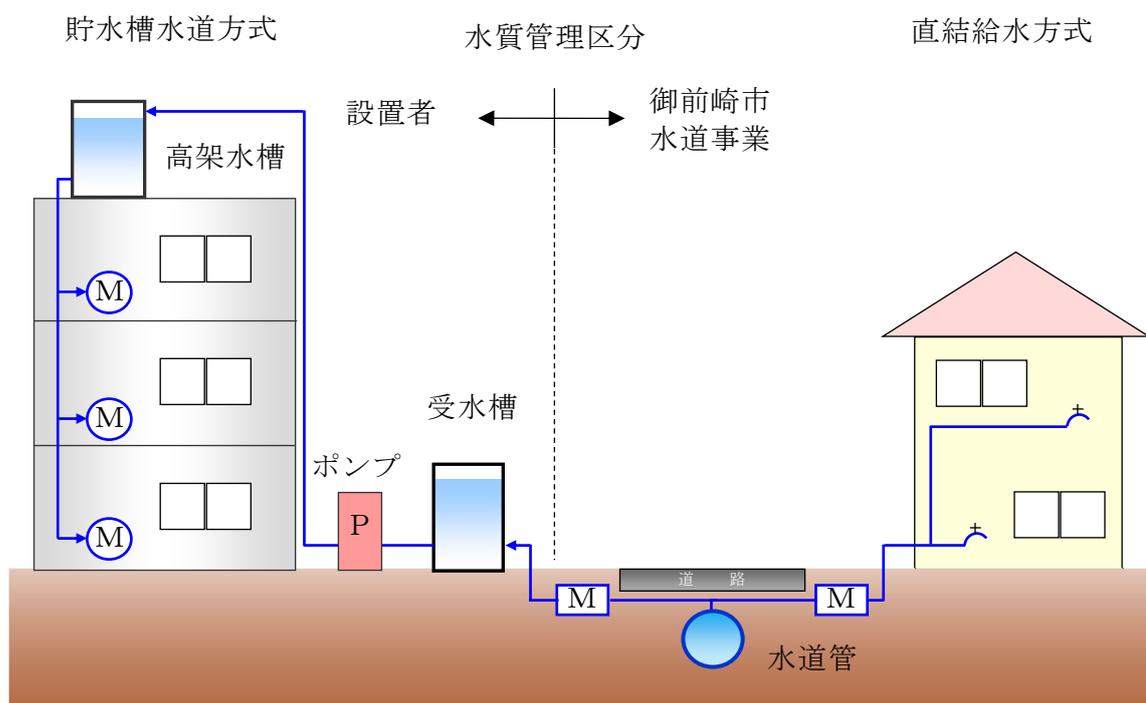
	配水区	採水地点
浄水 (給水栓)	朝比奈配水区	比木多目的広場
	新野配水区	消防団第2分団詰所
	大兼高区配水区	消防団第6分団詰所
	大兼低区配水区	佐倉浄水場
	御前崎配水区	みさきの広場 (灯台下)

4) 水質検査項目

区分	項目	実施頻度	基準値		
水質基準項目検査結果	病原生物の指標	1 一般細菌	1 ヶ月に1回	100CFU/mℓ以下	
		2 大腸菌	1 ヶ月に1回	検出されないこと	
	無機物質・重金属	3 カドミウム及びその化合物	1年に1回	0.003mg/ℓ以下	
		4 水銀及びその化合物	1年に1回	0.0005mg/ℓ以下	
		5 セレン及びその化合物	1年に1回	0.01mg/ℓ以下	
		6 鉛及びその化合物	1年に1回	0.01mg/ℓ以下	
		7 ヒ素及びその化合物	1年に1回	0.01mg/ℓ以下	
		8 六価クロム化合物	1年に1回	0.05mg/ℓ以下	
		9 亜硝酸態窒素	1年に1回	0.04mg/ℓ以下	
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3 ヶ月に1回	0.01mg/ℓ以下	
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1年に1回	10mg/ℓ以下	
		12 フッ素及びその化合物	1年に1回	0.8mg/ℓ以下	
		13 ホウ素及びその化合物	1年に1回	1.0mg/ℓ以下	
		一般有機化学物質	14 四塩化炭素	1年に1回	0.002mg/ℓ以下
			15 1,4-ジオキサン	1年に1回	0.05mg/ℓ以下
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1年に1回	0.04mg/ℓ以下	
	17 ジクロロメタン		1年に1回	0.02mg/ℓ以下	
	18 テトラクロロエチレン		1年に1回	0.01mg/ℓ以下	
	19 トリクロロエチレン		1年に1回	0.01mg/ℓ以下	
	20 ベンゼン		1年に1回	0.01mg/ℓ以下	
	消毒副生物質		21 塩素酸	3 ヶ月に1回	0.6mg/ℓ以下
		22 クロロ酢酸	3 ヶ月に1回	0.02mg/ℓ以下	
		23 クロロホルム	3 ヶ月に1回	0.06mg/ℓ以下	
		24 ジクロロ酢酸	3 ヶ月に1回	0.03mg/ℓ以下	
		25 ジブromクロロメタン	3 ヶ月に1回	0.1mg/ℓ以下	
		26 臭素酸	3 ヶ月に1回	0.01mg/ℓ以下	
		27 総トリハロメタン	3 ヶ月に1回	0.1mg/ℓ以下	
		28 トリクロロ酢酸	3 ヶ月に1回	0.03mg/ℓ以下	
		29 ブロモジクロロメタン	3 ヶ月に1回	0.03mg/ℓ以下	
		30 ブロモホルム	3 ヶ月に1回	0.09mg/ℓ以下	
		31 ホルムアルデヒド	3 ヶ月に1回	0.08mg/ℓ以下	
	色・味	32 亜鉛及びその化合物	1年に1回	1.0mg/ℓ以下	
		33 アルミニウム及びその化合物	3 ヶ月に1回	0.2mg/ℓ以下	
		34 鉄及びその化合物	1年に1回	0.3mg/ℓ以下	
		35 銅及びその化合物	1年に1回	1.0mg/ℓ以下	
		36 ナトリウム及びその化合物	1年に1回	200mg/ℓ以下	
		37 マンガン及びその化合物	1年に1回	0.05mg/ℓ以下	
		38 塩化物イオン	1 ヶ月に1回	200mg/ℓ以下	
		39 カルシウム・マグネシウム等（硬度）	1年に1回	300mg/ℓ以下	
		40 蒸発残留物	3 ヶ月に1回	500mg/ℓ以下	
	発泡	41 陰イオン界面活性剤	1年に1回	0.2mg/ℓ以下	
	臭気	42 ジェオスミン	1年に1回	0.00001mg/ℓ以下	
		43 2-メチルイソボルネオール	1年に1回	0.00001mg/ℓ以下	
	発泡	44 非イオン界面活性剤	1年に1回	0.02mg/ℓ以下	
	臭気	45 フェノール類	1年に1回	0.005mg/ℓ以下	
	味	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1 ヶ月に1回	3mg/ℓ以下	
	基礎的性状	47 pH 値	1 ヶ月に1回	5.8～8.6	
		48 味	1 ヶ月に1回	異常でないこと	
		49 臭気	1 ヶ月に1回	異常でないこと	
		50 色度	1 ヶ月に1回	5度以下	
		51 濁度	1 ヶ月に1回	2度以下	
水質管理目標設定項目	13 ジクロロアセトニトリル	1年に1回	0.01mg/ℓ以下（暫定）		
	14 抱水クロラール	1年に1回	0.02mg/ℓ以下（暫定）		
	19 遊離炭酸	1年に1回	20mg/ℓ以下		
	23 臭気強度（TON）	1年に1回	3以下		
	27 腐食性（ランゲリア指数）	1年に1回	-1程度以上とし、極力0に近づける		
	28 従属栄養細菌	3 ヶ月に1回	2,000CFU/mℓ以下（暫定）		

4.4 貯水槽水道の指導状況

ビル・マンション等の水道設備では、水道事業者から供給される水道水を、一旦受水槽で受けた後ポンプ加圧により屋上の高架水槽に送り、そこから各階に給水を行っています。こうした受水槽方式のうち、大規模なものを専用水道、それ以外のものを貯水槽水道と定義しています。さらに貯水槽水道は、水槽の有効容量が 10m^3 を超え、 100m^3 以下のものを簡易専用水道、 10m^3 以下のものをその他の貯水槽水道(小規模貯水槽水道)としています。貯水槽水道に係る水質の管理区分は以下の通りです。



受水槽方式の概念図

今迄、 10m^3 を超える受水槽については保健所が管理指導を行ってきましたが、水道法の改正により、すべての貯水槽水道は、水道事業者が定める供給規程のなかで、水道事業者と貯水槽水道設置者の責任に関する事項を明確化することになりました。このため、本市では保健所との連携により、今まで以上に貯水槽水道の衛生管理の徹底を図る必要があります。

その他、上記課題の解消につながる直結給水方式の促進を行う必要があります。

4.5 水圧の適合性

1) 水圧の設定

利用者の利便性を考慮し、下記のとおり水圧の設定を行います。

- (1) 最小動水圧 0.15 MPa～0.20 MPa を標準とします。
3階直結給水の場合は0.20～0.25 MPa 以上を確保します。
- (2) 最大静水圧 0.74 MPa を超えないことと定められています。
- (3) 最大動水圧 最高 0.50 MPa 程度とすることが望ましいとされています。

また、火災時では正圧の確保が必要ですが、近年では火災時においても、0.1 Mpa 程度の最小動水圧を維持できれば理想的であるとされています。



新川橋橋梁添架管（SUS φ 400mm）：平成 28 年度竣工

強靱：災害に負けない水道

4.6 水道施設の概要

1) 取水施設

既計画における一日最大取水量 17,500m³ に対して、水源は大井川広域水道企業団と企業局榛南水道の用水受水により対処しています。

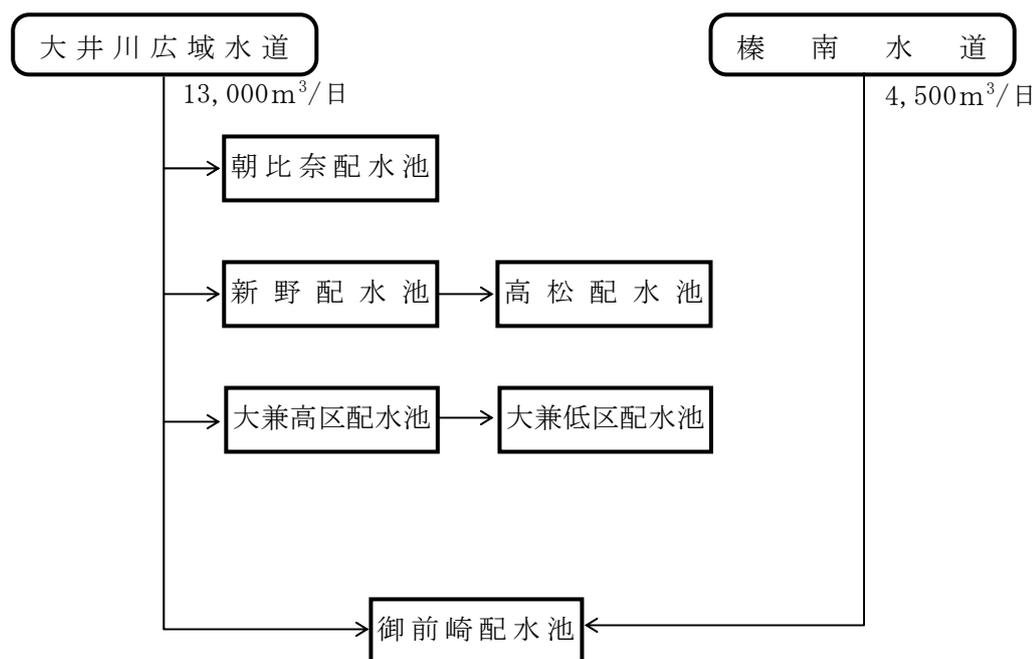
(1) 計画受水量

広域水道用水契約受水量及び計画受水量は、下表のとおりです。

単位：m³/日

事業名	契約受水量			計画受水量
	浜岡地域	御前崎地域	計	
大井川広域水道用水	13,500	1,500	15,000	13,000
内訳	第1期	11,700	1,000	12,700
	第1期取回し	1,800	500	2,300
静岡県榛南水道用水	0	7,500	7,500	4,500
計	13,500	9,000	22,500	17,500

(2) 広域水道受水系統



2) 配水池

市内の主要な配水池は以下のとおりです。構造物が耐震性を有していても、周辺配管の耐震性が不足している場合があるので、十分留意しなければなりません。

配水施設の耐震性

水系名	配水池名	構造	配水池 容 量 (m ³)	築造 年度	耐震性				
					重要度 (ランク)	本体	緊急 遮断弁 有無	可撓管 有無	場内 配管
朝比奈 (自然流下) (加圧)	朝比奈 配水池	PC	1,500	S58	A1	有	有	有	A形
朝比奈 (揚水)	朝比奈高架 タンク	RC PC	200	S52	A1	※1有	無	無	A形
新 野	新 野 配水池	PC	2,000	H16	A1	有	有	有	NS形
高 松	高 松 配水池	SUS	1,000	H17	A1	有	有	有	NS形
大兼 高区	大兼高区 配水池	PC	3,000	S60	A1	有	有	有	A形 補強済
大兼 低区	大兼低区 配水池	PC	5,000	S51	A1	有	有	無	A形
御前崎 東部	御前崎東部 配水池 No.1	RC	1,200	S44	A1	無	※2無	無	A形
	御前崎東部 配水池 No.2	RC	1,800	S48	A1	無		無	A形
港	御前崎港 配水池	PC	1,500	H 7	A1	有	有	有	K形 適合地盤
計			17,200						

※1 配水池本体の耐震性は確認できていますが、配水池を支える脚筒の補強が必要です。

※2 ポンプ加圧配水のため、緊急遮断弁は無

耐震性が認められない御前崎配水池は、令和5年度から耐震化に向けた工事が始まっています。また、朝比奈高架水槽は経過年数及び支脚部の非耐震性を考慮し、加圧配水システムへの改良に変更となっています。これにより、配水池の耐震性は全ての施設において確保される見込みです。

3) 管路施設

(1) 耐震化率

管路の耐震化率は、次のとおりです。

項目	用途	総延長 (m)	耐震管延長 (m)	耐震化率	適用
基幹管路	配水本管	153,207	62,691	40.92%	φ150mm 以上
全体	配水支管	171,323	49,035	28.62%	φ75mm、φ100mm
	計	324,530	111,726	34.43%	

管路の耐震化率は、基幹管路で 40.92%、全体で 34.43% となっていますが、今後は災害時重要な活動拠点をはじめ、耐震化率を高める必要があります。

(2) 経年化率

法定耐用年数を 40 年とし、1982 年以前に布設した管路は、次のとおりです。

総延長 (m)	老朽管延長 (m)	経年化率 (%)
450,095	5,224	1.16

※管路総延長には給水管延長を含みます。

既に、法定耐用年数 40 年を超えた管路が 5,224m 残存しています。今後は、経年管が増える見通しであることから、アセットマネジメント計画に基づく効率的な更新計画が必要となります。

4.7 水道施設適合性の検証

施設能力は、以下とおりです。本市水道事業は、供給量の 100%を広域水道からの受水に依存しているため、広域水道の事故等に備えて、配水池貯留時間の目標を 24 時間分としています。

1) 配水区別計画給水量

配水区	対象計画 一日最大 給水量 (m ³ /日)	※ ¹ 水源能力			配水能力		
		大井川 広域水道 (m ³ /日)	榛南水道 (m ³ /日)	適合性	配水池 容量 (m ³)	※ ³ 貯留 時間 (時間)	適合性
朝比奈加圧	170						
朝比奈 自然流下	40						
小計	210						
朝比奈揚水	330				※ ² 200		
計	540	860		OK	1,700	62.2	OK
新 野	1,620	2,640		OK	2,000	28.1	OK
高 松	860				1,000	25.1	OK
大兼高区	1,060	9,300		OK	3,000	65.7	OK
大兼低区	7,120				5,000	16.5	
御前崎東部	3,030	200	7,500	OK	3,000	23.0	OK
港	1,180				1,500	28.5	OK
計	※ ⁴ 15,410	13,000	7,500	OK	17,000	25.4	OK

※¹ 水源能力は既計画値

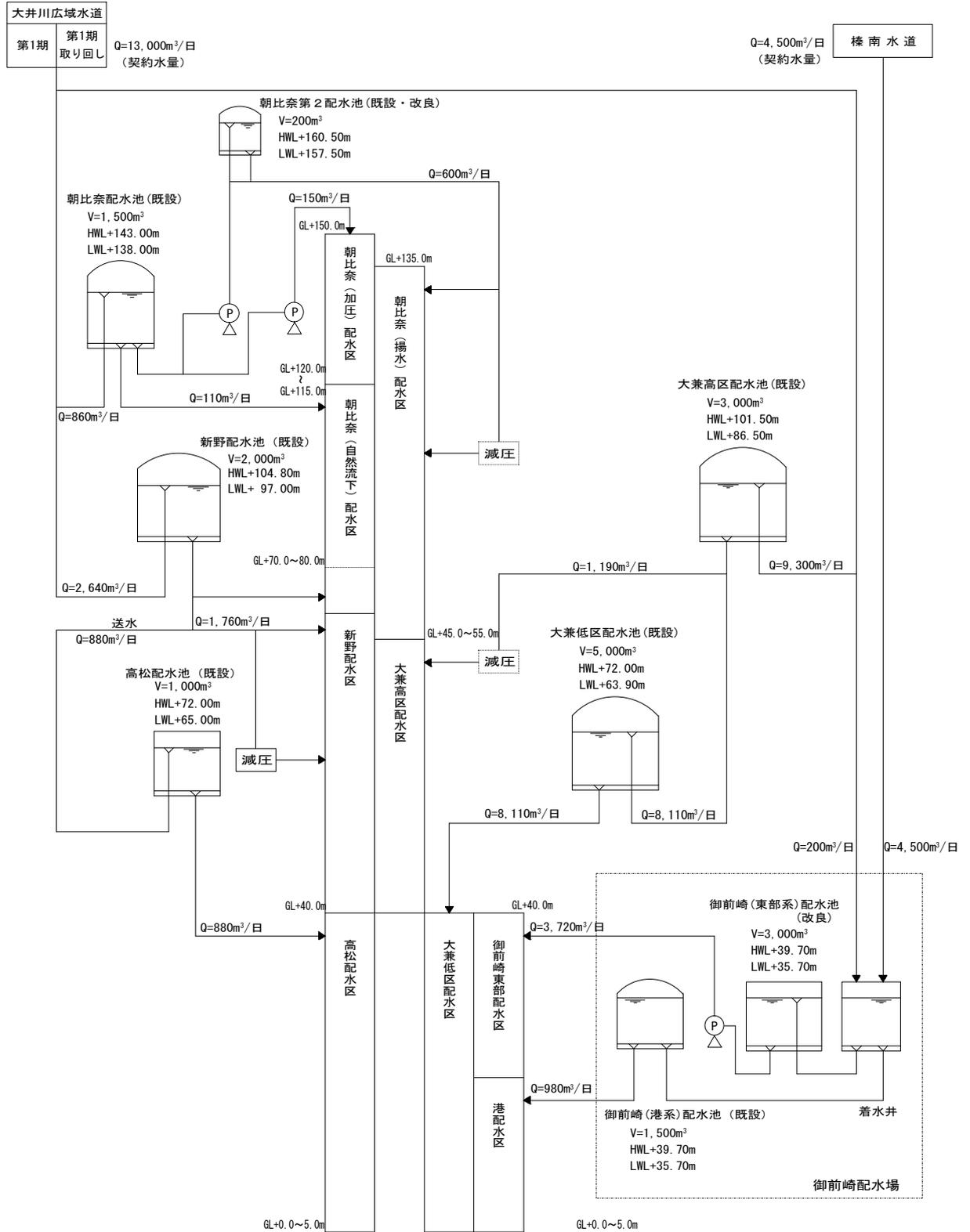
※² 高架タンクは廃止予定

※³ 必要貯留時間：12 時間分以上

※⁴ 今後の計画値

本市の配水池は、「水道施設の技術的基準を定める省令」に定める貯留時間（12 時間）は満たしていますが、本市が目標とする 24 時間を満たしていない施設があります。ただし、隣接する施設と水を融通することで、全体としては 24 時間を満たす結果となります。

水道施設系統図



4.8 防災体制の現状

静岡県震災時給水対策要綱では、災害時の給水要綱として以下の通り定めており、本市においては、静岡県の要綱に市の方針を追加して対策を図ります。

1) 静岡県震災時給水対策要綱

時系列	目標水量	給水拠点までの距離	水の用途	給水方法
第1次給水 混乱期	3L/人・日 1日当り 100m ³	概ね 1km以内	<ul style="list-style-type: none"> ・生命維持のための最小限必要量の給水 ・病院等の重要施設給水 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己貯水利用（家庭・事業所） ・耐震貯水槽 →給水タンク車運搬 ・耐震配水池 →給水タンク車運搬 ・耐震配水池 →耐震管路配管給水
第2次給水 復旧期 (第1次)	20L/人・日 1日当り 670m ³	概ね 250m以内	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な炊事、洗面等最低生活に必要な水量を含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防の給水 ・耐震配水池 →配水幹線付近の仮設給水栓
第3次給水 復旧期 (第2次)	100L/人・日 1日当り 3,350m ³	概ね 100m以内	<ul style="list-style-type: none"> ・最低の浴用、洗濯に必要な水量 	<ul style="list-style-type: none"> ・配水支線上の仮設給水栓
第4次給水 復興期	約250L/人・日 (被災前水量) 1日当り 8,380m ³	概ね 10m以内	<ul style="list-style-type: none"> ・通常給水とほぼ同じ状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設配管給水による各戸給水又は共用栓

資料 静岡県内市町村「震災時給水対策要綱」作成指針

水道の耐震化計画策定指針（案）の解説（財団法人：水道技術研究センター）

2) 御前崎市震災時対策方針

時系列	目標水量	水の用途	給水方法
広域水道の復旧が遅れた場合を想定した第2次給水	14日間 20L/人・日	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な炊事、洗面等最低生活に必要な水量を含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防の給水 ・耐震配水池 →配水幹線付近の仮設給水栓

混乱期（第1次給水）における地震発生から3日間は、各家庭における自己貯水の活用が基本となりますが、全市民に対して応急給水が必要となることを想定し、耐震性貯水槽を給水拠点として位置づけています。

本市における耐震性貯水槽は、現在、市内に10箇所設置されており、市内全域を対象とした貯水量は、目標値約280m³に対して840m³確保しています。

災害時の給水活動に備え、耐震性貯水槽の設置個所について、市民の皆様への周知を図る必要があります。

$$\begin{aligned} \text{目標貯水量} &= \text{給水区域内人口} \times 3 \text{ (L/人・日)} \times 3 \text{ (日)} \\ &= 30,963 \text{ (人)} \times 0.009 \text{ (m}^3\text{/日)} \\ &\approx 280\text{m}^3 \end{aligned}$$

耐震性貯水槽設置状況

設置位置	貯水能力 (m ³)	地区名
御前崎市役所	100	池新田
総合保健福祉センター	100	池新田
浜岡東小学校	100	佐倉
朝比奈中央広場	60	朝比奈
新野・高源寺	60	新野
高松地区センター	60	高松
比木雇用促進跡地	60	比木
御前崎支所	100	白羽
旧御前崎学校給食センター跡地	100	白羽
御前崎小学校	100	御前崎
計	840	

応急給水や重要給水施設までの給水をより確実なものにするために、各配水場から給水拠点、救護所及び避難地までの経路は早急な耐震化が必要です。

第2次給水後半の仮設配管及び第3次給水の本設配管による復旧を減らすためには、少しでも被害を抑える必要があります。地震発生前の平常時にいかに管路の耐震化が図れるかが重要事項となります。

5. 将来の事業環境

5.1 外部環境

1) 水需要予測

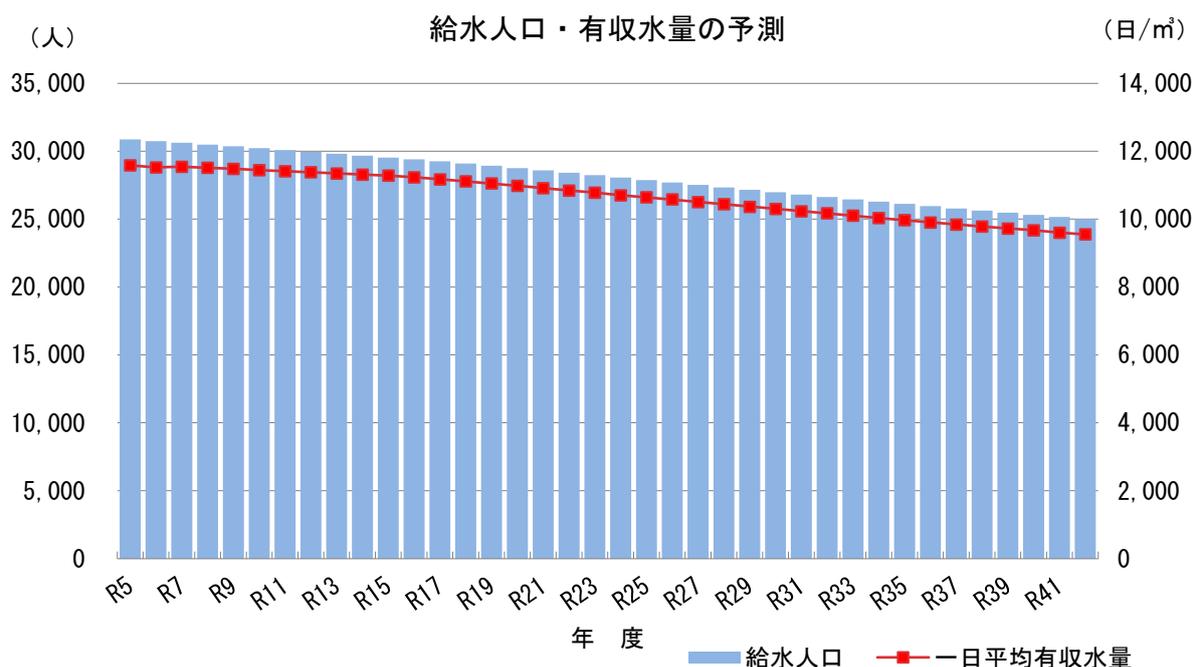
水需要予測に用いる実績値は、平成 25 年度～令和 4 年度の 10 年間とします。

また、推計年度は、御前崎市人口ビジョン及び長期的視野を必要とするアセットマネジメント計画を考慮して、令和 42 年度（2060）迄とします。

推計の結果、人口減少に伴い水需要も減少の一途をたどるため、“施設の適正化”に関する検討は、経営戦略目標年度である令和 15 年度の日最大給水量値を採用します。

水需要予測結果

項目	既計画予測値 (平成 31 年度～平成 40 年度)			現状	改定予測値 (令和 5 年度～令和 42 年度)			
	R4	R5	R10		R4	R5	R15	R42
給水人口 (人)	32,100	32,000	31,400	30,963	30,860	29,530	25,000	
給水量 (m^3 / 日)	一日平均 有収水量	11,850	11,820	11,680	11,622	11,230	11,280	9,550
	一日平均 給水量	12,900	12,860	12,630	12,763	12,330	12,190	10,320
	一日最大 給水量	16,370	16,320	16,020	14,820	15,590	15,410	13,050



2) 施設の効率性

使いやすい「水」を安定的に供給するためには、水道施設能力の適正化と安定した水圧を維持することが重要であり、また、水道施設に関しては、「水道施設の技術的基準を定める省令」(最終改正 令和2年3月25日 省令38号)に定められている基準に基づく必要がります。

御前崎市の水道水源は、全量を用水供給事業からの受水に依存し、契約水量として22,500 m³/日を保持しています。よって、今後の水需要は、特別な要因が発生しない限り減少していくことが確実視されているため、能力的には問題は生じないものと考えます。

ただし、契約受水量22,500 m³/日に対し、令和4年度実績値である一日最大給水量は14,820 m³/日であり、既に約34%の余剰能力が生じています。

今後は更に水需要が減少する見通しとなるため、施設稼働率が低下し、是正が必要となります。

3) 水源の汚染

現在市が保有している佐倉第1・第2水源は現在予備化されており、大井川広域水道企業団及び企業局榛南水道からの100%受水により給水を行っております。

このため、何らかの要因により受水の品質に問題が生じた場合には、当該事業団との連携により対応を図る必要があります。

また、市内においてはクロスコネクション及び貯水槽水道の衛生管理不足による水質汚濁の懸念があることから、指導管理の徹底が望まれます。

4) 利水の安全性

大井川では、平成5年以降で18回(期間)の取水制限(自主節水含む)が実施されています。(静岡県HPより)

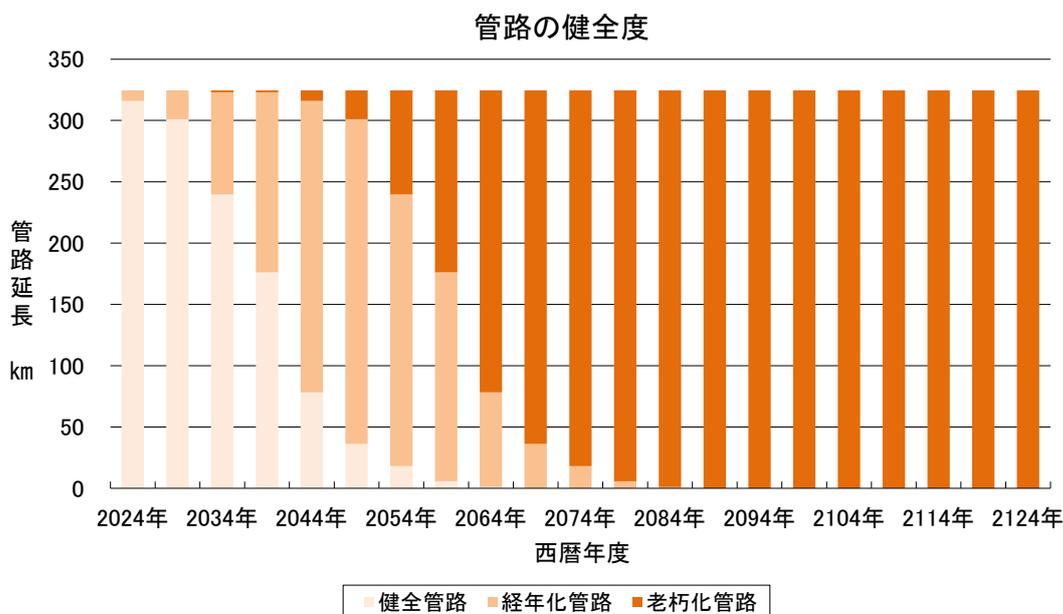
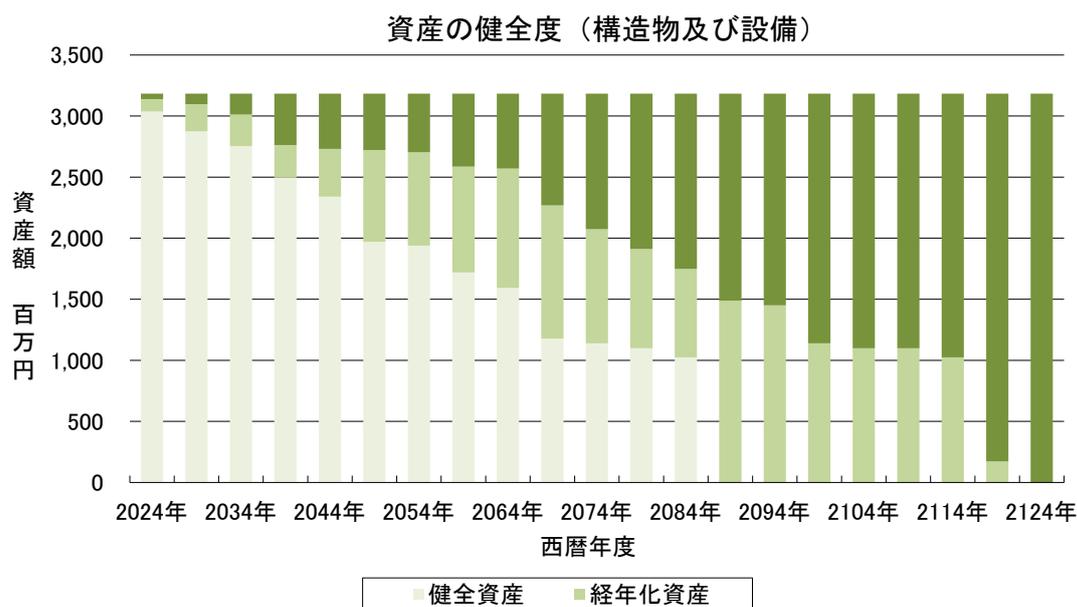
このため、大井川流域の7市(島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市)との連携により渇水時の水利調整について連携を図る必要があります。

5.2 内部環境

1) 施設の老朽化

アセットマネジメント計画より、今後更新を一切行わない場合、市内水道施設の健全度は以下のとおり変化していきます。

構造物及び設備は、緩やかに経年変化をしていきますが、管路は早いペースで経年化、老朽化が進んでいきます。



健全資産：経過年数が法定耐用年数以内の資産額

経年化資産：経過年数が法定耐用年数の1.0～1.5倍の資産額

老朽化資産：経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産額

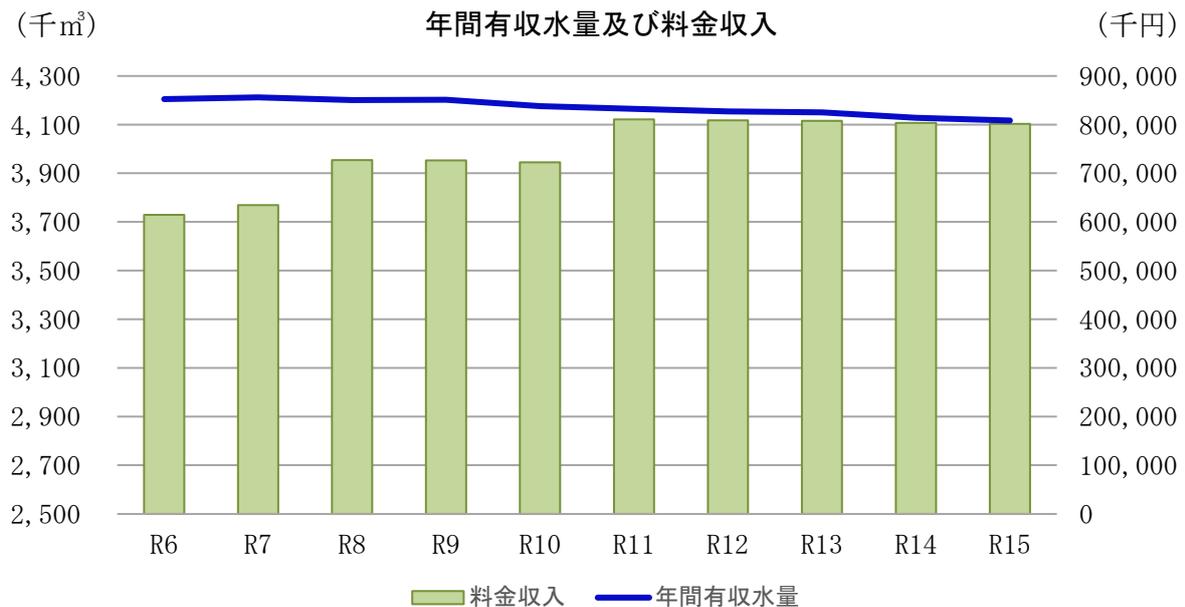
2) 資金の確保

本市では、令和3年度に「御前崎市上下水道料金等審議会」を開催し、3年を1期とした段階的料金改定を令和5年4月より3期にわたって実施する計画です。計画では、令和8年及び令和11年にて料金の改訂が予定されています。

今後の料金収入の見込みは、以下の通りです。

年度	有収水量 (m ³ /日)	年間 総有収水量 (千m ³)	料金収入 (千円)	予定改定率
R6	11,570	4,223	*614,500	
R7	11,540	4,212	634,567	
R8	11,510	4,201	727,064	14.0%
R9	11,480	4,202	726,296	
R10	11,440	4,176	722,408	
R11	11,410	4,165	810,863	12.0%
R12	11,380	4,154	808,701	
R13	11,340	4,150	807,922	
R14	11,310	4,128	803,639	
R15	11,280	4,117	801,498	

※予算額

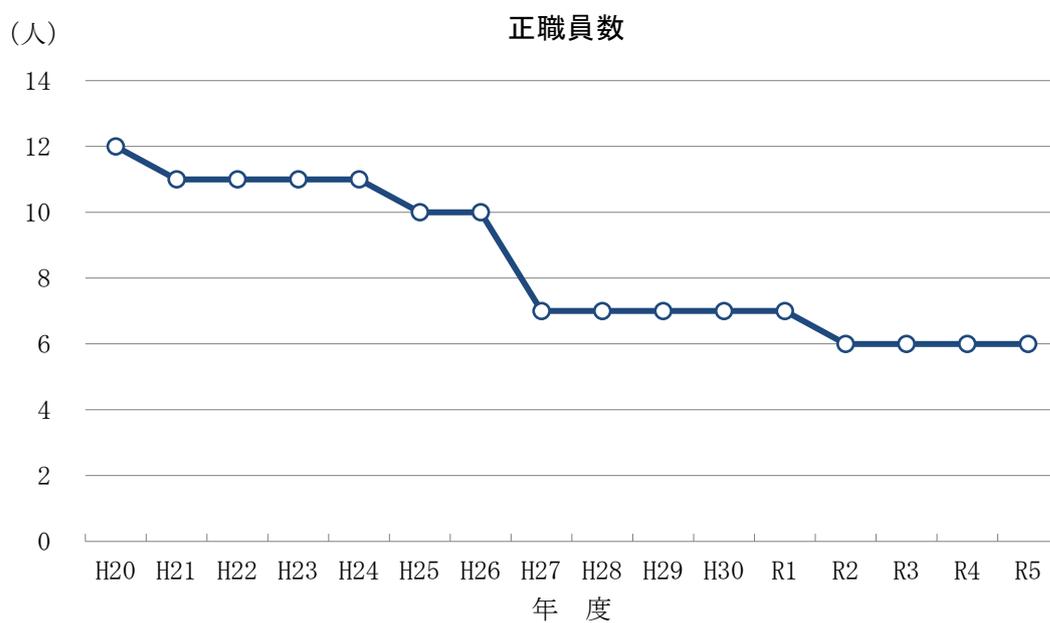


3) 組織の見通し

令和5年度末における職員数は6名となっており、課長以下、上水道係、総務係の構成となっています。

計画期間中の人員については現状維持と考えていますが、今後の投資計画からは、配水管改良事業が今まで以上に増加することが想定されることから、職員1人当たりに対する業務負担が今迄以上に増加することが予想されます。

このため、職員数は今後の事業量に応じたものにすることが適正と考えられます。

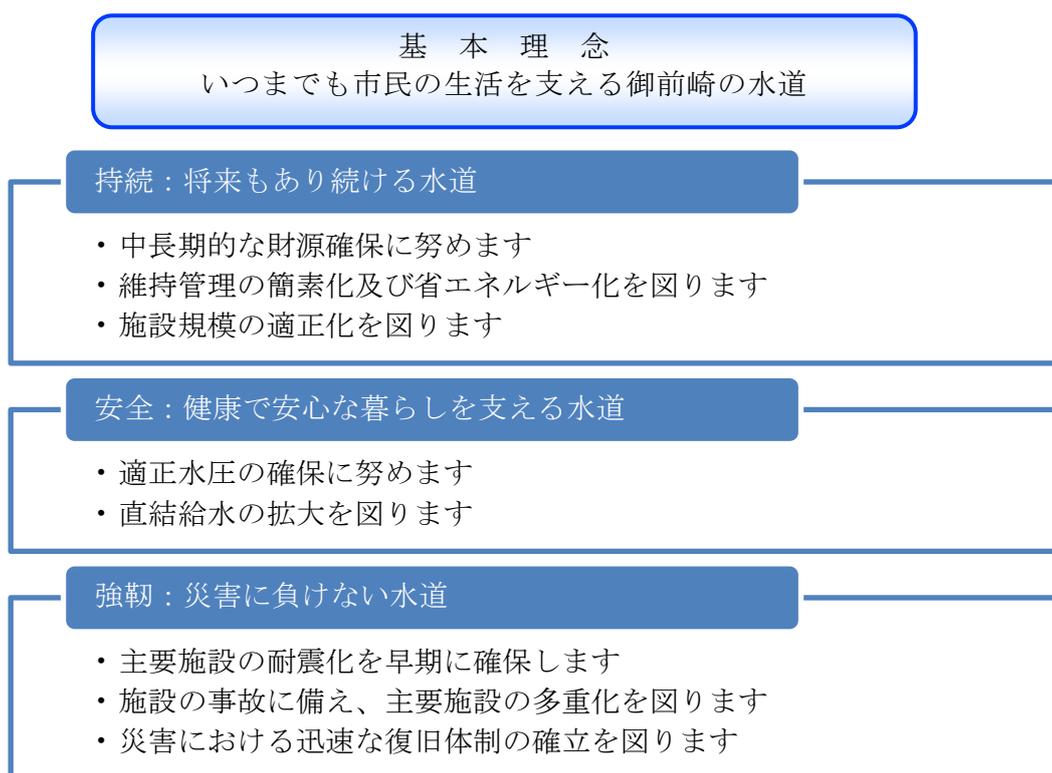


浜岡砂丘

6. 目標の設定

6.1 基本理念

水道事業は、安全で良質な水道水の安定供給を持続的に行う必要があります。このため、その責務を果たすべく本市水道事業では、基本理念及び理想像を以下のとおり定め、その実現に向け市民の皆様と連携したより良い水道事業の運営に努めたいと考えております。



6.2 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

項目	年 度				
	H30 (2018)	R10 (2028)	R20 (2038)	R30 (2048)	R42 (2060)
第2次御前崎市総合計画					
水道事業ビジョン					
経営戦略	投資計画				
	財政計画				
水道事業 アセットマネジメント					

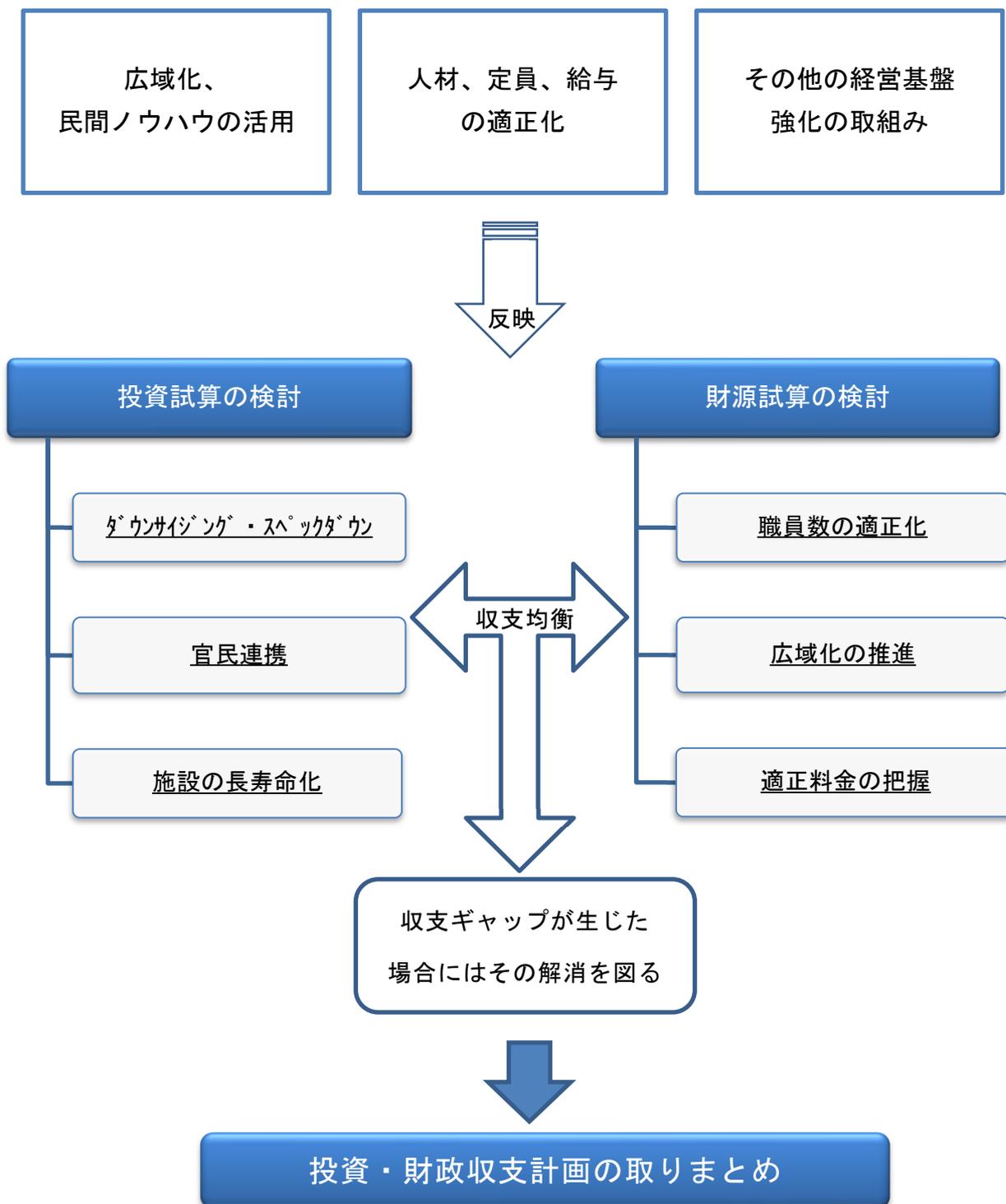
— : 改定時期 — : 目標年度

7. 投資の効率化・経営の健全化

7.1 検討方針

投資の効率化、経営の健全化に向け、下記項目の検討を進め投資・財政収支計画の取りまとめを行います。

1) 投資の効率化・経営健全化の取組



7.2 投資の効率化

今後の施設整備は、安定供給の維持を前提としたうえで次の検討を行い、投資額の合理化を図ります。

1) 施設の縮小及び統廃合（ダウンサイジング）

(1) 施設の廃止

大井川広域水道受水により不要となった施設について、廃止検討を行います。

- ① 佐倉浄水場
- ② 佐倉水源

2) 施設性能の合理化（スペックダウン）

配水管の更新及び耐震化の際は、対象となる管路の重要度等を考慮し、より経済的な管種の選定を行います。具体的には、高密度ポリエチレン管の最大口径を、 $\phi 100\text{mm}$ から $\phi 150\text{mm}$ まで拡大を図ります。

また、今後、配水場内の配管の耐震化を進める予定ですが、管路すべての更新は多額の事業費を必要とし、断水の影響も生じる恐れがあります。さらに、他の施設と均衡のとれた耐用年数にするために、管路のみの長寿命化を図ることも、得策ではありません。このため、耐震補強金具を活用することで事業費の低減、施工の簡素化を図ります。

3) 新技術の導入

配管については、耐震性があり長寿命化が期待できる資材を導入します。

4) 有収率の改善

老朽管路の更新、漏水調査の推進による有収率の向上を図り、動力費、薬品費等の経常費用の削減に努めます。

5) 環境への配慮

ポンプ・モーター・受変電機器等の更新において、インバータ等省エネ型の設備・機器・システム等の導入に努めます。

6) 施設・設備の長寿命化（ライフサイクルコストの低減）

既存施設の耐用年数は、「実使用年数に基づく更新基準の設定例」（厚生労働省）に準拠して、次のように設定します。

(1) 施設・設備

工種	構造	更新基準の 初期設定値 (法定耐用年数)	実使用年数 の 設定値	備考
建築	RC造	50年	70年	
土木 (配水池)	RC造	60年	60年	
	PC造	60年	70年	
	SUS造	45年	70年	
電気		20年	25年	
機械		15年	25年	ポンプ [°] 設備は 15年
計装		10年	20年	

(2) 管路

管種	更新基準の 初期設定値 (法定耐用年数)	実使用年数 の 設定値	備考
ダクタイル鋳鉄管 耐震管		80年	
ダクタイル鋳鉄管 K形		60年	
ダクタイル鋳鉄管 A形		60年	
鋼管 SUS	40年	60年	
硬質塩化ビニル管 VPRR		60年	
ポリエチレン管 (高密度)		60年	
上記以外		40年	

これにより、主要施設の更新サイクルは以下のとおりとなります。

法定耐用年数の更新サイクル

配水池名	構造	規模容量	築造年	年					経過年数	法定耐用年数
				H30	R10	R20	R30	R40		
朝比奈配水池	PC	1,500	昭和58年	■	■	■	■	■	41	60
新野配水池	PC	2,000	平成16年	■	■	■	■	■	20	60
高松配水池	SUS	1,000	平成17年	■	■	■	■	■	19	45
大兼高区配水池	PC	3,000	昭和60年	■	■	■	■	■	39	60
大兼低区配水池	PC	5,000	昭和50年	■	■	■	■	■	49	60
御前崎東部配水池No.1	RC	1,200	昭和44年	■	■	■	■	■	55	60
御前崎東部配水池No.2	RC	1,800	昭和48年	■	■	■	■	■	51	60
御前崎港配水池	PC	1,500	平成07年	■	■	■	■	■	29	60



実使用年数の更新サイクル

配水池名	構造	規模容量	築造年	年					経過年数	更新基準
				H30	R10	R20	R30	R40		
朝比奈配水池	PC	1,500	昭和58年	■	■	■	■	■	41	70
新野配水池	PC	2,000	平成16年	■	■	■	■	■	20	70
高松配水池	SUS	1,000	平成17年	■	■	■	■	■	19	70
大兼高区配水池	PC	3,000	昭和60年	■	■	■	■	■	39	70
大兼低区配水池	PC	5,000	昭和50年	■	■	■	■	■	49	70
御前崎東部配水池No.1	RC	1,200	昭和44年	■	■	■	■	■	55	70
御前崎東部配水池No.2	RC	1,800	昭和48年	■	■	■	■	■	51	70
御前崎港配水池	PC	1,500	平成07年	■	■	■	■	■	29	70

但し、耐震性が確保されていない御前崎配水池については耐震化を優先させます。

7.3 経営の健全化

経営の健全化に向け以下の検討を行います。

1) 職員数の適正化

今後の事業量に応じた人数の適正化、または、民間委託の範囲拡大に伴う人数の適正化を行ってまいります。

2) 各種県・国補助金、交付金の活用

現在主に管路の耐震化事業に活用している交付金について、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー設備の設置促進を目的とした補助金の採択を目指します。

3) 民間個別委託への取組み

本市では、既に水道料金等徴収業務を民間に委託しています。

今後は、事業量の増加に伴う職員の適正化において、必要とされる委託内容を精査したうえで、個別委託の範囲を広げて更なる経営の効率化を図ります。

4) 広域化の推進

現在、静岡県が推進する「水道広域化推進プラン」との連携、その他、大井川右岸4市を構成員とする「水道事業広域化ワーキング部会」により、水道事業の広域化について検討を進めています。

5) 施設跡地の有効活用

施設の効率化（集約化）により、今後は廃止施設跡地の有効活用の検討が必要となります。跡地の活用方法について以下の取組みを今後検討し、運営基盤の強化に努めていきます。

廃止・解体予定施設	活用方法	期待される収入
	賃貸	賃貸収入
佐倉浄水場	売却	売却収入
	市の施設用地 (倉庫等)として活用	—

6) 榛南水道統合による受水費の削減

現在、市の水源は 100%受水により賄われており、受水先は静岡県大井川広域水道企業団及び榛南水道用水供給事業（静岡県企業局西部事務所）からとなっています。

上記供給事業のうち榛南水道用水供給事業が令和 11 年度より廃止となることから、水源の余剰能力が解消されるのと同時に、契約受水量 7,500m³/日に対する基本料金が削減される見通しであることから、年間約 115 百万円の経費節減が可能となります。

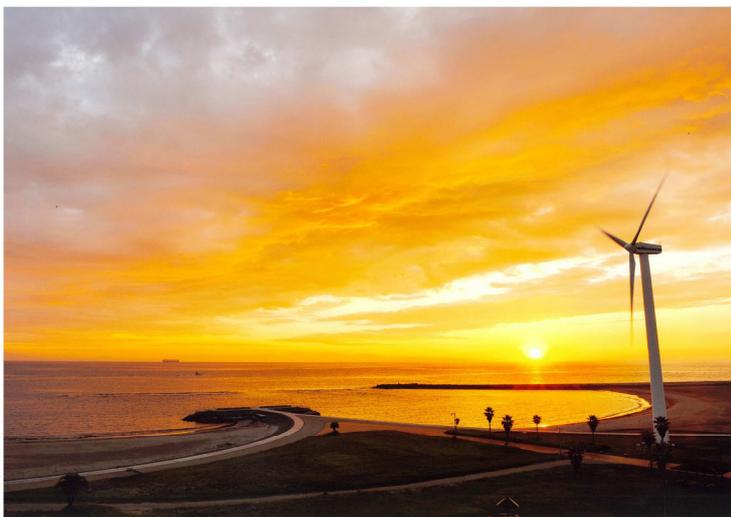
7) 水道料金の適正化

水道事業経営は、水道料金収入で成り立っているため、水需要の減少が続く場合、水道料金の見直しは必ず必要となります。

本市水道事業では、長年水道料金収入の不足分を一般会計からの補助金にて補填していたことから、独立採算制への転換を目的に、令和 3 年度に「御前崎市上下水道料金等審議会」を開催し、3 年を 1 期とした段階的改定を令和 5 年 4 月より 3 期にわたって実施する運びとなりました。

料金の改訂はまだスタートしたばかりであることから、損益勘定の収支ギャップの解消にはまだ至りませんが、コロナ禍からの地元経済の回復に期待しつつ上下水道課としても新たな補助金等の活用に向けた取り組みや、施設のダウンサイジングによる事業費の圧縮に努め、目標期間の健全経営に向けた取り組みを進めてまいります。

また、こうした中で、今後の給水収益及び企業債残高には注視しつつ、今後の料金改定率の変更についても持続可能な経営の確保を図る観点から柔軟な対応を図るものとします。



マリナーパークの朝日

7.4 投資計画

施設整備は、現況施設の課題及び既計画の継続性並びに経営状況に留意して、次のように進める予定です。

1) 施設整備工程

施設整備の工程については、事業目的を考慮して、次のように設定します。

(1) 長期的工程

工程	期間	事業目的
第1次	令和6年度 (2024) ～令和10年度 (2028)	基幹施設の耐震化事業
		重要給水施設配水管布設事業
		緊急改善事業
		水圧の安定化
		アセットマネジメント計画による定期更新
第2次	令和11年度 (2029) ～令和20年度 (2038)	重要給水施設配水管布設事業
		緊急改善事業
		老朽管の更新・耐震化
		アセットマネジメント計画による定期更新
第3次	令和21年度 (2039) ～令和42年度 (2060)	重要給水施設配水管布設事業
		緊急改善事業
		老朽管の更新・耐震化
		アセットマネジメント計画による定期更新

(2) 第1次における施設整備概要

	事業名	事業目的	事業概要
朝比奈配水区	朝比奈配水場施設更新工事	基幹施設の耐震化	耐震性が認められない朝比奈高架水槽の廃止を図り、加圧配水施設の整備を図る
	減圧弁設置事業	水圧の安定化	朝比奈配水区高水圧地区の水圧適正化を図る
大兼高区配水区	減圧弁設置事業	水圧の安定化	大兼配水区高水圧地区の水圧適正化は実施済み
大兼低区配水区	大兼低区配水場耐震化事業	基幹施設の耐震化	場内配管の耐震化を図る。連絡道路の改良等周辺の整備は実施済み
	大兼低区配水場配水管耐震化事業		
御前崎配水区	御前崎配水場耐震化事業	基幹施設の耐震化	御前崎配水場老朽施設の耐震化及び港配水区の配水幹線ルート変更による耐震化を、令和7年度を目途に図る
御前崎港配水区	御前崎港配水区配水幹線耐震化事業	基幹管路の耐震化	
	重要給水施設配水管布設事業	基幹管路の耐震化	
	緊急改善事業	基幹管路の耐震化	
	配水支管耐震化事業	配水管路耐震化	道路改良等に伴う工事を含む
	水道施設更新事業	アセットマネジメント計画による定期更新	

(3) 第2次における施設整備概要

	事業名	事業目的	事業概要
共通配水区	重要給水施設配水管布設事業	基幹管路の耐震化	
	緊急改善事業	基幹管路の耐震化	
	配水支管耐震化事業	配水管路耐震化	道路改良等に伴う工事を含む
	水道施設更新事業	アセットマネジメント計画による定期更新	
	経年管更新事業	管路更新計画による定期更新	

2) 年次割事業計画

(単位：千円)

計 画 内 容		事 業 年 度										
工 事 名	事 業 費	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
御前崎配水池築造工事	714,050	281,818	432,232									
佐倉浄水場解体工事	100,000			100,000								
朝比奈減圧弁設置工事	18,182				18,182							
朝比奈配水場改良工事	305,535				114,035	191,500						
老朽施設更新(アセット事業費)	339,688	17,016	32,068	53,664	34,658	53,567	43,956	58,049	22,546	16,834	7,330	
配水管改良事業(補助)	625,230	45,000	82,000	60,000	31,030	49,900	49,900	67,500	62,200	89,700	88,000	
配水管改良事業(単独)	1,911,590	176,810	117,775	132,381	171,477	137,172	303,375	227,500	232,800	205,300	207,000	
調査設計費	308,890	30,736	19,238	34,744	37,857	35,328	29,500	29,500	29,500	29,500	32,987	
補償費	750	750										
負担金		2,618	6,232	4,652	2,884							
用地費		5,000										
監理事務費	14,000	7,273	6,727									
合 計	4,359,301	567,021	696,272	385,441	410,123	467,467	426,731	382,549	347,046	341,334	335,317	
消 費 税	428,465	55,169	68,894	38,412	40,096	46,289	41,954	37,858	33,505	33,489	32,799	
総 計	4,787,766	622,190	765,166	423,853	450,219	513,756	468,685	420,407	380,551	374,823	368,116	
予定財源 (税込)	国庫補助金	196,308	31,250	40,500	15,000	7,758	12,475	12,475	16,875	15,550	22,425	22,000
	水道会計	1,482,458	219,940	72,666	41,853	115,461	266,281	228,210	182,532	128,001	123,398	104,116
	企業債	3,109,000	371,000	652,000	367,000	327,000	235,000	228,000	221,000	237,000	229,000	242,000
	計	4,787,766	622,190	765,166	423,853	450,219	513,756	468,685	420,407	380,551	374,823	368,116

7.5 財政収支計画

1) 収益的収支・資本的収支

(単位：千円)

年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
項目		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
収益的収入	営業収益	給水収益（料金収入）	614,500	634,567	727,064	726,296	722,408	810,863	808,701	807,922	803,639	801,498
		その他営業収益	18,733	22,924	22,924	22,924	22,924	22,924	22,924	22,924	22,924	22,924
	営業外収益	長期前受金戻入	108,910	109,091	109,036	108,427	105,378	103,439	103,285	102,587	99,669	96,508
		営業外収益	102,466	201,366	161,366	111,366	77,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
	計 ①	844,609	967,948	1,020,390	969,013	928,076	938,592	936,276	934,799	927,598	922,296	
収益的支出	営業費用	人件費	36,870	37,606	38,357	39,123	39,513	39,907	39,907	39,907	39,907	39,907
		維持管理費	237,693	296,358	258,732	211,175	132,311	133,495	133,448	133,421	133,344	133,300
		引当金	3,398	3,465	3,533	3,603	3,638	3,673	3,673	3,673	3,673	3,673
		減価償却費	337,450	337,758	368,939	371,148	369,118	379,424	388,792	397,212	399,485	401,300
		受水費	422,482	422,321	422,288	423,410	422,316	382,983	382,983	384,040	382,983	382,983
	営業外費用	支払利息	8,040	14,627	28,737	38,598	47,981	53,699	59,197	64,401	69,762	74,739
		その他費	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
	計 ②	1,048,233	1,114,435	1,122,886	1,089,357	1,017,177	995,481	1,010,300	1,024,954	1,031,454	1,038,202	
損益 ①-②	-203,624	-146,487	-102,496	-120,344	-89,101	-56,889	-74,024	-90,155	-103,856	-115,906		
資本的収入	企業債	371,000	652,000	367,000	327,000	235,000	228,000	221,000	237,000	229,000	242,000	
	国庫（県）補助金	31,250	40,500	15,000	7,758	12,475	12,475	16,875	15,550	22,425	22,000	
	工事負担金	4,860	4,512	4,517	4,523	4,525	4,531	4,536	4,539	4,547	4,552	
	計 ①	407,110	697,012	386,517	339,281	252,000	245,006	242,411	257,089	255,972	268,552	
資本的支出	建設改良費	622,190	765,166	423,853	450,219	513,756	468,685	420,407	380,551	374,823	368,116	
	企業債償還金	23,960	25,332	26,895	28,605	28,572	45,251	57,145	80,726	94,918	106,581	
	その他	1,650	2,841	3,682	1,364	705	1,134	1,134	1,534	1,414	2,039	
	計 ②	647,800	793,339	454,430	480,188	543,033	515,070	478,686	462,811	471,155	476,736	
不足額 ①-②	-240,690	-96,327	-67,913	-140,907	-291,033	-270,064	-236,275	-205,722	-215,183	-208,184		
資金残高	521,687	575,518	704,280	748,074	679,351	671,956	685,949	719,979	734,892	749,159		
企業債残高	1,817,480	2,444,148	2,784,253	3,082,648	3,289,075	3,471,825	3,637,574	3,800,641	3,945,173	4,093,308		

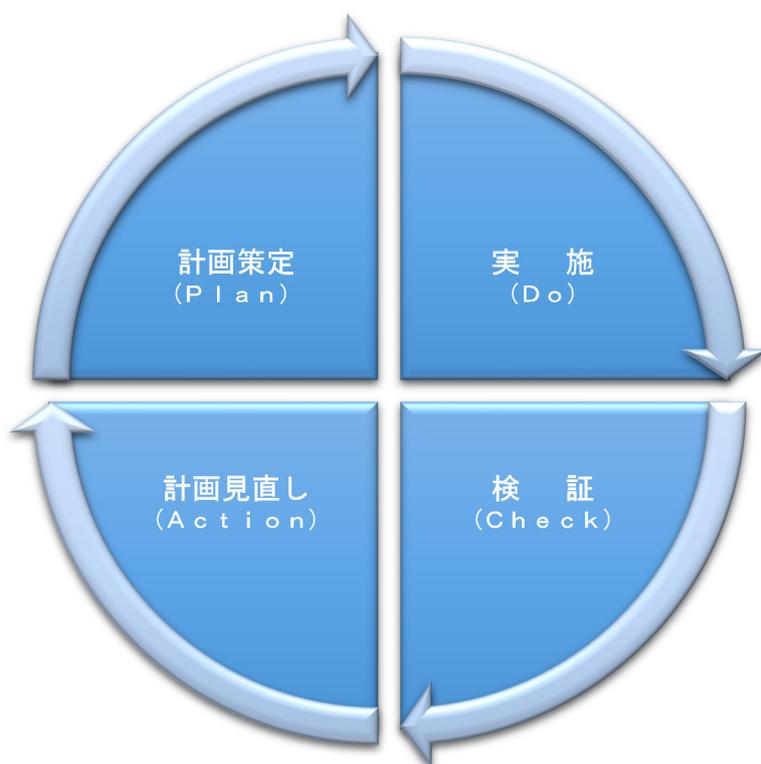
2) 各種指標

項目	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
經常収支比率		80.73%	87.02%	91.04%	89.12%	91.43%	94.48%	92.87%	91.39%	90.11%	89.02%
料金回収率		65.68%	63.56%	72.21%	74.57%	79.84%	91.61%	89.85%	88.26%	86.90%	85.75%
累積欠損金比率		95.91%	115.27%	114.71%	131.00%	143.72%	135.25%	144.55%	155.60%	169.05%	183.64%
企業債残高対給水収益比率		295.77%	385.17%	382.94%	424.43%	455.29%	428.16%	449.80%	470.42%	490.91%	510.71%
給水収益対企業債元金		3.90%	3.99%	3.70%	3.94%	3.96%	5.58%	7.07%	9.99%	11.81%	13.30%
供給単価 (円 /m ³)		146.14	150.66	173.07	172.85	172.99	194.68	194.68	194.68	194.68	194.68
給水原価 (円 /m ³)		222.49	237.03	239.68	231.79	216.67	212.50	216.67	220.58	224.04	227.04

8. フォローアップ

本市水道事業ビジョン（経営戦略）では、令和15年度までの計画を設定していますが、施設の耐震化に多額の事業費を必要とします。また、人口減少に伴う水需要の減少もあり、水道料金の見直しの検討も今後必要となります。

このため、水需要の動向、事業の進捗状況、経営指標等により現状の把握と分析を行い、必要に応じて計画の再検討・見直しを柔軟に行います。



計画の見直しは、御前崎市水道事業の運営を持続するために、3～5年ごとに行っていきます。

用語説明

水道事業：「水道法 第3条第2項で定める事業」

一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業

但し、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

また上水道事業とは給水人口が5,000人を超える水道をいう。

行政区域内人口：行政区別（市・町・村）人口

本文では本市人口を示す。

給水区域内人口：水道法第6第1項及び第10条第1項による認可に基づく給水区域内の人口

給水人口：給水対象人口

給水区域内であっても未給水人口は含まれない。

有収水量：各家庭及び事業体が使用する水量

（各戸メーターによって積算される水量）

一日平均給水量：年間の平均給水量（配水池から流出する流量）

一日最大給水量：年間を通じて最大の日当り給水量

（水道施設計画に必要とする基準値）

有収率：有収水量を給水量で除したもの

$\text{有収水量} / \text{給水量}$

有効率：有効水量を給水量で除したもの

$\text{有効水量} / \text{給水量}$

“厚生省通達”

“「水道の漏水防止対策の強化について」に、現状の配水量に対する有効水量の比率が90%未満の事業にあっては、早急に90%に

達するよう漏水防止対策を進めること。また、現状の有効率が90%以上の事業にあっては、更に高い有効率の目標値を設定し、今後とも計画的な漏水防止に努めること。なお、この場合、95%程度の目標値を設定することが望ましい。”

負 荷 率：一日最大給水量に対する一日平均給水量の割合

一日平均給水量／一日最大給水量

(安定給水を行うのに必要な基準値・地域性により変化する)

御前崎市 市民生活部 上下水道課

〒437-1692

静岡県御前崎市池新田 5585 番地